

第2節 法人以外の計画と許認可事務

1. 行政財産目的外使用許可：総務管理課

(1) 許認可の概要

1) 経緯

自治体が保有する財産のうち、行政目的で使用されているものは行政財産とされ、自治体の事務や事業を行うために保有・使用するものであることから、行政目的以外の使用は制限される。

※行政財産の「用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。（地方自治法第238条の4第7項）」とされている。

なお、自治体の財産は、大きく分けると行政財産と普通財産に分類され、普通財産は民間が保有する資産と同様に、売却や貸付が可能である。自治体の公的性格を考えると、限られた財源は有効に使われることが求められ、行政目的に使用しない普通財産の保有は、行政財産の用途廃止にともない、普通財産とした上で売却する場合など、極めて限られた場合に限定されるべきものである。

銀行ATMや食堂など、当初の設計から組み込まれているものでも、利用者の利便を図る施設であり、本来目的とは異なるため、目的外使用とされる。目的外使用は、原則1年ごとに更新することとされている。平成18年の地方自治法改正により、当該普通地方公共団体の事務又は事業の遂行に関し現に使用され、又は使用されることが確実であると見込まれる部分以外の部分がある場合（自治令第169条の3）、行政財産にも貸付制度が設けられた。従来は目的外使用許可とされていた自動販売機など、貸付として入札により決定されることが多くなっている。

使用料を徴収することが原則であるが、公的目的で使用する場合の減免制度もある。

2) 根拠法令等

地方自治法 愛媛県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則等の一部改正に伴う事務処理について（内規）

3) 許認可の内容

行政財産の目的外の使用に関し、使用前に許可を受け、「愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則等の一部改正に伴う事務処理について」に基づき、算出された使用料を支払う。

期限は目的外という位置づけから、水道管等の設置のように恒久的な工作物以外は1年とされ、継続して使用する場合には、毎年使用許可の申請を行う。

(意見) 行政財産目的外使用許可（許認可の内容）について

県では、地方自治法第238条の4第7項の規定により行政財産の使用を許可することができる場合は、その本来の用途又は目的を妨げない限度であり、かつ、公用又は公共の用

に供する目的で使用する場合等、行政財産の使用許可基準を定めている。

現在の基準では反社会的勢力ではないことについて基準を設定していないことから、目的外使用許可及び貸付の要件について、検討が望まれる。

4) 担当部署 それぞれの行政財産の管理部署

5) 使用料収入

内規である「愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則等の一部改正に伴う事務処理について」により、非木造建物の場合、㎡あたり年額 8,800 円（消費税額込）など、基準使用料が定められている。

基準使用料は、国の計算方法を参考に、評価額等から算出される。同じ鉄筋の建物であれば、本庁舎のように便利な場所でも、車でなければ行けない山の中であっても同じ使用料であり、同じ建物内でも、1階の入口付近と事務室の一角のように、利用価値が大きく異なっても、同じ使用料が賦課される。様々な点で、民間の賃貸借取引とは、使用料に関する発想が全く異なっている。この点からも、使用許可事務は、慎重かつ公平に実施される必要がある。

6) 減免

国や他自治体の機関等などが公用で使用する場合や、職員の福利厚生など、愛媛県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第6条ただし書きの規定により、使用料を減免することができる。

使用料は、使用者の減免申請により審査するのではなく、使用を許可するか否かにあわせ、使用目的と申請者の性格から、減免するか否かは県が判断し、使用許可書の使用料の欄に減免と記載する。

県の外郭団体等については、収益事業を行う場合には減免していないとのことであり、これにより、ほとんどの場合では使用料が賦課されている。

(意見 共通) 行政財産目的外使用許可（減免）について

使用料の減免について、現在は、県に申請者から使用許可の申請書が提出されたのち、県が使用者の条件や使用状況から、減免する範囲を決定している。

本来であれば使用者から減免を申請し、申請の内容から、県が減免の可否を判断すべきと考える。

このため、県に対し減免の申請をする手続きのルール化について検討が望まれる。

7) 手続き

使用希望者は期限前に規程の様式に、場所・目的・面積等を記入し、申請を行う。

申請書が提出されると、規程に定める資料が添付されていること、及び使用目的が適当であることを確認し、承認する。使用料を免除する場合を除き、使用料を計算し、使用許可とともに通知を行う。

(意見) 行政財産目的外使用許可（手続き）について

「愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則等の一部改正に伴う事務処理について」において使用許可書の標準書の様式を示しているが、使用を許可することに支障がないと判断する根拠を明確に記載する様式への変更が望まれる。

(意見) 行政財産目的外使用許可(手続き)について

現在、使用許可の要件について反社会的勢力ではないことを条件としていないことから内規改正のうえ、許可時に使用許可を受ける者に提出させる「確認書」及び許可書に記載する使用許可条件にも記載を追加することについて検討が望まれる。

(2) 文化財保護課

1) 概要 文化財保護課の使用許可は次の1件である。

相手先	建物面積 (㎡)	使用料年額 (円)	土地面積 (㎡)	使用料年額 (円)
公益財団法人愛媛県埋蔵文化財センター	1,141.58	免除	926	1,733,805

当使用許可は、県の出資団体である公益財団法人愛媛県埋蔵文化財センターの事務所、駐車場として使用されているものである。

貸し付けている資産は、もともと昭和46年に公衆衛生専門学校として建設され、昭和59年に同校移転後は経済労働部が所管し、平成17年4月まで民間企業が使用していたものを、教育委員会に所管替えし、埋蔵文化財管理施設として活用することにしたものとのことである。(同法人は入居の際、8,792千円をかけて改修した。)

衣山埋蔵文化財管理施設の南棟2,465㎡のうち半分弱と、道路に面した土地部分を同法人が使用し、南棟の残りの部分と北棟は、教育委員会の出土品の保管スペースとしている。

同法人の公益性・公共性に鑑み、業務に必要不可欠な建物部分の使用料は免除しているが、駐車場は主に職員用として利用しているため、使用料を賦課している。展示スペースを設けていることも考えると、駐車場スペースも公共目的の業務に必要であるとも考えられるが、実際の使用状況が、職員駐車場であることから、有料としているとのことであり、妥当と思われる。

(意見) 行政財産目的外使用許可について

県の出資団体である埋蔵文化財センターに対する使用許可書について、建物部分の行政財産使用料を免除している等の記載はなく、使用料の決定方法が不明瞭であることから、使用許可書にも明確に記載することが望まれる。

衣山埋蔵文化財管理施設の南棟の北側と北棟は、県教育委員会が出土品の保管場所として管理している。県の管理部分について、埋蔵文化財センターに委託することも考えられるので検討が望まれる。

また、建物は建設から相当年数が経過していることから、今後は耐震化や建て替えについて検討が必要になると思われる。

(3) 高等学校

高等学校で共通している事項は、空調機をPTAが設置しているものに対する許可である。

そのほか、宇和島東高等学校では、弁当・パンの販売のため、PTAからの依頼により業者へ販売場所(廊下)の提供を行っているものがあつた。

(指摘事項) 使用許可書の不服申立てにかかる教示について

使用許可書の文面中に不服申立てに関する記載があるが、学校施設が行政財産であることから知事に不服の申立て（審査請求）をできると教示するべきところ、どこに申し立てるのか不明瞭であり、校長としているもの、教育委員会としているものなどがある。

なお、使用許可書に記載すべき不服の申立て（審査請求）にかかる表記については、教育委員会で統一的なものとするのが望ましい。

行政財産の目的外使用ではないが、自販機は業者に入札により貸し付けており、これも各校ほぼ共通である。入札により、平成 27 年度に大幅に使用料収入が向上した学校もある。

また、高等学校には、OB などが建立した石碑などのモニュメントが置かれている場合が多い。これらは、県が設置したとも思われないことから、本来は使用許可が必要であるように思われるが、古いものも多く、現実的には困難であると思われる。

（４）南予地方局

行政財産の使用許可については、一覧が作成され、図面などと照合できる状態になっていた。

庁舎内で行われている県からの委託業務についても、日数割りで使用料を徴収しているものがある。県の事業を委託しているので、県事業ではないかとも思われるが、通常、委託料には使用料が含まれているものと考えられるので減免してないとのことである。

また、他では入札によっていることが多い自動販売機については、職員組合が使用許可により運営している。新規設置のものについて、入札により貸付けにすると解釈されているためである。しかし、生徒の利用が見込める学校と異なり、庁舎内職員以外の利用者がほとんど見込めないことから、福利厚生扱いとして現況でも良いように思われる。

抽出により、使用料の計算方法、減免の妥当性等を検討した結果、正しく計算されており、処理も妥当と思われた。

（５）美術館

通年の使用許可の件数は 6 件であり、その他に企画展の物品販売の臨時のものがある。

臨時のもの 1 件について、使用料の計算方法を検討した結果、正しく計算されていた。

当施設の主な使用許可は、新館レストランとミュージアムショップである。県の他の施設の多くは指定管理者による管理に移行しており、これらの店舗は指定管理者が運営することが多いが、当施設は直営であるため、別途使用許可により運営されている。

美術館のような施設では、営業時間が限定されていることや、美術館の来館者に利用者が限定されがちであることから、採算が厳しいことが多い。当施設でも同様の状況とのことであり、施設の利便性の点からも、安定した運営が行われるような運営方法はないか、検討が望まれる。

（６）総合科学博物館

使用許可の件数は 8 件であり、そのうち 2 件はイベント時の物品販売に関するものである。3 件を抽出し、使用料金の計算方法を検討した結果、正し

く計算されていた。

主なものは、指定管理者であるイヨテツケーターサービス(株)へのレストラン、ミュージアムショップ、自動販売機等の使用許可である。

(7) 歴史文化博物館

使用許可の件数は7件であり、そのうち4件は、イベント時の物品販売に関するものである。2件を抽出し、使用料金の計算方法を検討した結果、正しく計算されていた。

年間利用は、指定管理者に対する館内施設の使用許可と、郵便物収集用のもの、及び西予市水道課に対する上水道管の配水管埋設に対する年額30,880円であった。水道管は、当施設に関するものではないため、減免していないとのことである。公共事業のようにも思われるが、水道事業は公営企業会計によることから減免しないのでであると推測する。

(8) まとめ

行政財産の目的外使用は、目的外といいつつ、施設等の機能を保持・向上させるために必要であるものも多い。一方で、民間企業の営業目的にも合致する使用許可もあり、これらを区分して条件を加重して許可したり、使用料を設定する仕組みにはない。

このため、使用許可の取扱は慎重かつ公平に行われる必要がある。

現状では特に問題と思われるものはないが、貸付けによる利用が妥当な許可がないかについて検討することと、許可が妥当であることについて、反社会的勢力ではないことについての確認を含め、妥当と判断した根拠を後々にも明確にできる書式整備が望まれる。

2. 愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん使用許可：広報広聴課

(1) 許認可の概要

1) 経緯

愛媛県のイメージアップキャラクターとして公募により決定された「みきゃん」は、平成24年にデザイン及び名称が商標登録された。愛媛県製品の普及を目的とした「愛媛産には愛がある」とともに、愛媛県全般の広報に使用されている。

(監査手続及びその結果)

みきゃんの商標登録証を閲覧し、許可対象とされる商品が商標登録されていることを確認した。

2) 根拠法令等

愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん使用要綱

3) 許認可の内容

愛媛県イメージキャラクターである「みきゃん」を使用することについて、目的物、形状等を確認し、許可を与える。

4) 担当部署 広報広聴課

(2) 許認可事務の推移等

1) 申請件数等

項目	H24	H25	H26
無償	67	156	230
有償	73	130	173
免除	22	73	99
合計	162	359	502

みきゃんの使用について、商業利用の場合は、販売価格の3%を使用料としているが、愛媛県のイメージアップにつながる場合には免除するとされていたが、平成27年度から、使用料は全て無償とされた。

(3) 許認可事務の検証

平成26年度の無償、有償、免除からそれぞれ3件を抽出し、要綱に沿った手続きが行われ、有償許可については、使用料収入が徴収されていることを確認した。

1) 減免について

県等との共同事業、県の助成を受けた事業などの要件に該当する場合、使用料が免除されるが、「その他公益上の観点から知事が適当であると認めるとき」にも減免される。これに該当するものとして、「県外で広く販売され、本県のPR効果が期待できるもの」、「原材料の一部に愛媛産を使用し、愛媛県内で製造されるもの」などがあった。

2) 使用料について

使用料については、販売料金の3%とされているが、製造量や販売量は使用者の申請に基づくものであり、県は検証する手立てを持たない。このため、使用者の良心に期待するしかないが、正直者が損をする状況になる可能性もある。

使用料の推移を見ても、減免された金額が圧倒的に多い。

商品売上見込額（千円）	H24	H25	H26
有償	46,769	113,168	118,445
免除	304,356	2,999,702	5,203,570
合計	351,125	3,112,870	5,322,016

また、消費税の取り扱いも、明確ではないように思われる。

以上のことから、使用料を徴収することに関しては課題が多く、愛媛県でも平成 27 年度から使用については無償と改められている。

当許可は、みきゃんの商標登録に基づき行われている。愛媛県の商標登録書を閲覧し、漏れなく登録されていることを確認した。

なお、許可案件の一部については、商標登録された品目のどの分類に属するか判断が難しいものもあり、今後再検討されるとのことである。

(4) 継続管理

みきゃんの使用許可は、1 年までとされていたが、平成 27 年度から 2 年までと改められている。使用者が継続して使用を希望する場合には、再度申請書の提出を求めることになる。期限が切れていても使用している場合や、申請をせずに使用する場合、不適切な使用方法により使用する場合など、発見は困難である。

不適切な使用を見つけたという通報は、今のところない、ということである。

商標には、5 年などの期限があり、延長するか否かについて、期限前に検討することになるが、現在の使用要綱は、現在の商標登録を基に定められている。

(意見) 愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん使用許可（継続管理）について
愛媛県イメージアップキャラクター「みきゃん」は平成 24 年に商標登録を行っている。

県では、この商標登録を根拠に「愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん使用要綱」を制定し使用許諾を出しているが、商標については、有期限であるのに対し、要綱では期限の定めがない。

このため、商標の期限に合わせ、使用要綱にも期限を設けることが望まれる。

3. 自然公園 公園計画：自然保護課

(1) 計画の概要

1) 体系

県立自然公園は、優れた美しい自然の景勝地を保護するとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように県が指定したものである。このため、指定区域には民有地も含む。

自然公園は、自然公園法（昭和 32 年施行）及び愛媛県県立自然公園条例（昭和 22 年施行）に基づき指定され、県立自然公園、国定公園のほかに国の管理する国立公園がある。愛媛県には、国立公園 2 か所、国定公園 1 か所、県立自然公園 7 か所がある。

愛媛県の県立自然公園は、昭和 35 年から 42 年にかけて、石鎚国定公園は昭和 30 年に指定されている。

県立自然公園名	肱川	金砂湖	奥道後玉川	四国カルスト	篠山	佐田岬半島宇和島	皿ヶ嶺連峰
面積(ha)	660	980	7,750	5,360	822	517	3,095
指定年月	S35.5	S36.3	S37.3	S39.3	S39.3	S40.10	S42.1
変更	-	H5.11	S62.10	S61.6	S47.11	-	-

国定公園名	石鎚
面積(ha)	7,820
指定年月	S30.11
変更	-

平成 27 年度時点の四国内での県立自然公園の指定状況は次のようなものである。高知県の数が多く、香川県は少ない。

香川	徳島	高知	愛媛
1	6	18	7

2) 目的

自然公園は、風致景観を保護しつつ利用することが求められる。このため、愛媛県内の国定公園及び県立自然公園は、自然公園法及び愛媛県県立自然公園条例に基づき、行為を規制する保護計画と、駐車場や展望施設などの施設整備に関する利用計画を同時に策定している。

3) 内容

保護計画では、特に保護が必要な地域を特別地域とし、さらに 3 段階に区分している。利用計画は、集団施設地区、単独施設、道路などを記載している。

4) 他の計画との関連

県土の利用の一環として計画されるため、県土利用計画に関連する。

5) 計画の期間等

自然公園法及び県立自然公園条例により決定した公園計画は、自然公園として指定されている間は計画も継続される。国の通知によると、定期的に見直すことが望ましいとされている。愛媛県では、大きな情勢の変化が

- あった場合に計画変更しているが、それ以外の見直しは行われていない。
- 6) 計画策定の効果 自然公園としての保護と利用を計画に沿って行う。
- 7) 県ホームページ 自然公園の概要や公園の区域図などを公開している。
パブリックコメント 該当なし。

(意見) 県立自然公園計画の公表について

優れた自然の風景地を保護するという自然公園の目的や、地域を指定して行為を制限していることなどから、利害関係者は広範であり、計画の内容は県民に影響を及ぼすものとなっている。

しかしながら、県においては、現在県ホームページで本計画を公表していない現状がある。

このため、県のホームページ等で公表について検討が望まれる。

(2) 計画に係る予算額

自然公園の維持管理費用は、県施設は県予算に、市町施設は市町予算に計上されている。

(3) 策定方法

1) 概要

自然公園法及び自然公園条例に基づき策定されている。策定は昭和 31 年から 42 年と古く、公園計画ごとに永年保存資料として、策定時の議事録や調査結果等を併せファイルされている。

2) 策定費用

不明であるが、自然公園として指定するための調査や調整と並行して策定されたと思われる。

3) 外部委員等

法令に基づき、環境審議会により、自然公園としての指定の可否とともに、計画の内容が検討される。この議事録は、公園計画のファイルに綴られている。

4) 改定

愛媛県では、県立自然公園指定から相当年が経過しており、公園計画の変遷が適切に整理されていなかった。公園計画は永年保存とされており、全ての公園計画は確認できたとのことである。また、計画は定期的に見直すことが望ましいとされている。変更計画についても、永年保存とされており、全て把握されているとのことである。

(4) 内容の検討

1) 計画と事業の内容の整合性

法令に基づき、自然公園の保護と利用のために策定される計画であり、それに沿って土地等使用の制限や施設整備が行われる。

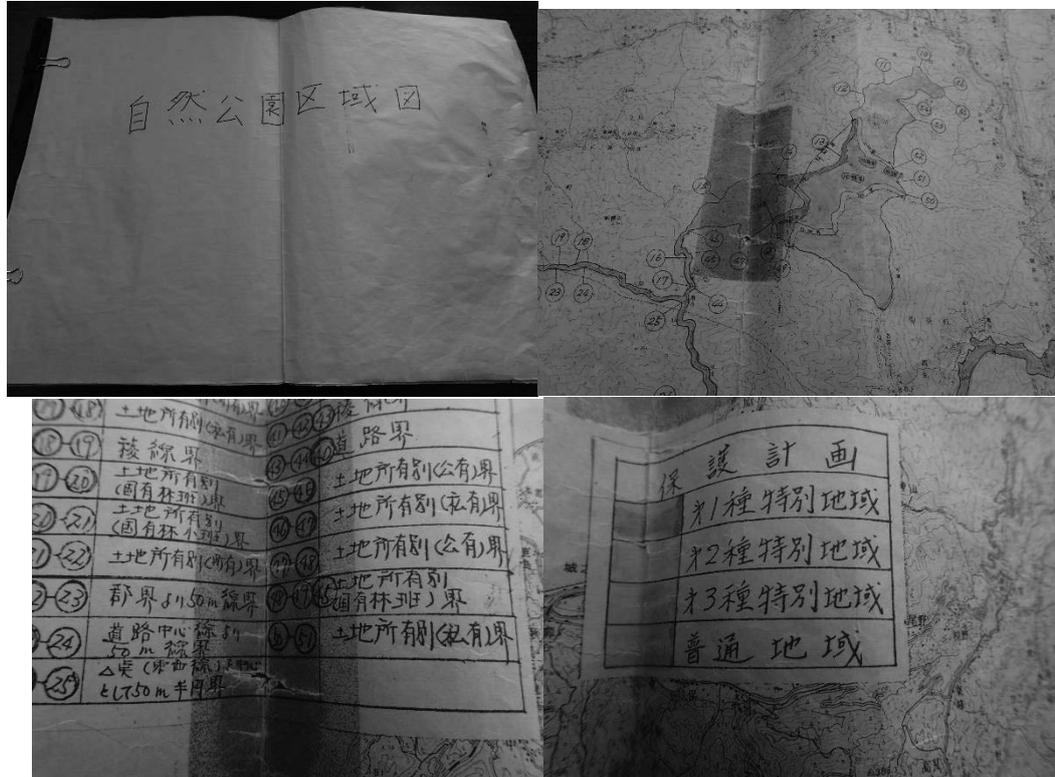
(保護計画)

自然公園としての指定をしてから、50 年余が経過しているものもあり、風致が保護されることが努力目標である地域では、開発が進んだところもあると思われる。

また、例えば佐田岬半島宇和海県立自然公園では、もともと半島の部分

を公園区域として指定していたところ、伊方町には原子力発電施設が建設されたなど、指定当初と利用状況は大きく異なっている。

自然公園のエリアは、当初指定時の地図を用いているため、道路や河川で区分されていない場合、境界の地番などがはっきりわからない部分もある。



(意見) 公園の指定区域について

愛媛県県立自然公園条例第5条2項において自然公園の区域を設定しているが、当初指定時の地図であることから、境界の地番等が明確でない箇所がある。

このため、公園の指定区域について、現在の地番などが入っている地図上で明確にすることが望まれる。

(意見) 公園の指定区域について

自然公園の区域については、愛媛県県立自然公園条例第5条第1項の規定により知事が指定することとなっている。また、指定の解除及び区域の変更についても、同条例第6条第1項の規定により知事が行うこととなっている。

現在の区域は昭和31年から42年にかけて設定されたものであるが、区域を表す地図については、策定当初から変更されていない。

大まかな地形は変わらないにしても、数十年の期間が経過すれば区域の状況は大きく変わっていると思われる。

このため、地図情報を変更し、無届及び許可を得ない開発や新たな許可及び届出等に対し迅速な対応ができるようにすることが望まれる。

(利用計画)

施設整備については、従来から整備されていたものと、策定当時に整備計画されたものを含め、計画に盛り込まれている。

施設整備については、公園計画に基づく公園事業として実施される。

策定から長期間が経過し、利用計画に盛り込まれた利用施設の中には、既に取り壊されたもの、計画はあるものの未だ整備されていないものなども含まれているが、愛媛県では、現在存在しない利用計画上の施設についても、今後利用の可能性があるため、計画変更して削除する予定は現在のところない、とのことである。

(意見) 公園区域内の施設について

愛媛県県立自然公園条例第35条1項に基づき、自然公園の利用のための施設を集团的に整備するため、公園計画に基づいて、その区域内に集団施設地区を設定している。

しかしながら、計画策定から長期間経過しており、利用計画に盛り込まれた施設の中には、取り壊されたものがあり現況と異なっている。

このため、利用施設の現況を踏まえ、その自然公園全体の風致の状況、来客数などの利用状況を勘案し、利用計画の変更について、検討を行うことが望まれる。

(監査手続き及び結果)

愛媛県告示につき、県担当部署が保管しているもののコピーのうち、公園事業の告示と当初の計画の告示の内容を照合したところ、四国カルスト県立自然公園に関する平成5年の公園事業のうち、「カルスト縦断道路」は、従来の利用計画と一致しないが、路線を区切って示したものであるとのことである。

それ以外については、公園事業は当初の計画の告示と一致していた。

(5) 成果の検証

1) 成果検討

(意見) 利用状況の検証について

愛媛県県立自然公園条例第21条、22条において指定地域の利用を制限しているが、現在、利用状況を把握する手段が確立されていない。

公園計画の見直しを検討するうえで、利用状況の確認は重要と考えられることから、公園の利用状況について確認する方策を検討することが望まれる。

2) 数値目標 該当なし。

3) 成果達成後 該当なし。

4) 成果検討方法の妥当性

保護計画は、自然公園としての風致を保全することが目的であり、別項で記載するように、開発等を制限しているが、枯れ木や倒木の処理、構築物の倒壊などに対応するものではない。

また、利用計画についても、これに沿って施設を置くが、その維持管理が適当に行われない場合には対応できない。

(6) 総括

自然公園は、地域を指定して公園とし、その中で自然を保全しつつ、県民が自然に親しむレクリエーション利用を促進するものである。

愛媛県の7つの県立自然公園のうち、3つについては、計画が策定以降変更されていない。

この間に、山岳部では猪、鹿の獣害が増加するなど、状況が変化しているものもある。

また、利用計画に沿って整備された施設も、設置当初から相当年が経過し、損壊の危険があるほか、建設予定であった施設についても、建設されなかったものもあると思われる。

これらについても、今後建設される可能性があるため、利用計画からは当面除外しないとのことである。しかし、計画策定から相当年数が経過しており、現況を把握することも必要と思われる。

また、自然公園として指定された当初から、状況が大きく変わっているものもある。自然公園とすることで、風致が保全されている面はあるが、当初想定されていなかった利用形態もある。

これらのことから、次の事項に関する検討が必要と思われる。

- ① 公園計画の内容、公園事業との関連を再確認する。
- ② 保護計画につき、特に大きな変化がなければ、計画変更は行わないということであり、妥当であるが、計画策定から 40～50 年という長期間が経過しているため、近隣を含む自然公園の状況が大きく変わっている公園もあると思われる。自然公園としての指定地域が妥当か、再度検討し、環境に関する審議会等に諮問することなどの検討が望まれる。また、それ以降も定期的に指定地域が妥当か、の検討が望まれる。それにあたっては、客観的に変化が把握できるよう、宅地化率、大規模施設の数、利用者数、交通量などの指標を設けることなども検討が望まれる。
- ③ 定期的に利用状況、施設の維持管理状況などの現況を把握し利用状況により、計画から削除して除却する施設や、更なる整備が必要な施設はないか、についても、5年ごとなど定期的に検討を行うとともに、その検討結果を公園計画見直し検討の記録として保存する。
- ④ 地権者により、十分な保全が行われていない地域がないかについても現況を把握する。

これに対しての対応については、許認可の項に記載している。

4. 第 11 次鳥獣保護管理事業計画、第 3 次愛媛県イノシシ適正管理計画、第 2 次愛媛県ニホンジカ適正管理計画：自然保護課

(1) 計画の概要

1) 体系

当計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により策定ができることになっている。同法は、もともと乱獲からシカや熊などの野生動物を保護することや、狩猟自体が危険であることなどから、狩猟者に対して免許や登録制度を設けたり、狩猟可能な地域や時期を指定するなど、野生鳥獣の保護や狩猟に関する規制を主目的として制定されたものである。しかし、近年、イノシシやシカの数が大幅に増え、農業や林業への被害が増え、さらに住宅地への熊やイノシシの出没がみられるなど、野生動物に関する状況は変化している。これを受け、法律も、平成 26 年に「管理」が追加されるなどの大幅な改正が行われた。この改正により、鳥獣は、生息数が減少し、保護するべき第一種特定鳥獣と、生息数が増加しており、管理するべき第二種特定鳥獣に分類された。野生動物の状況は、地域によって異なることから、都道府県が保護管理の計画を策定し、これにあたっては、環境省の指針に沿うことを求められている。また、管理するべき第二種特定鳥獣については、個別に第二種特定鳥獣管理計画を策定し、さらにそれぞれの計画ごとに、毎年実施計画を策定し、指定管理鳥獣捕獲等事業を行う。

愛媛県で現在策定されている鳥獣保護管理事業計画は、平成 24 年 4 月から 5 年間を計画期間とする第 11 次計画であり、法改正を受けて平成 27 年 5 月に計画変更が行われている。

第二種特定鳥獣管理計画は、第 3 次愛媛県イノシシ適正管理計画、第 2 次愛媛県ニホンジカ適正管理計画が作成されており、計画期間は鳥獣保護管理事業計画と同期間である。

計画期間についても、国の通知に沿って策定することが求められている。

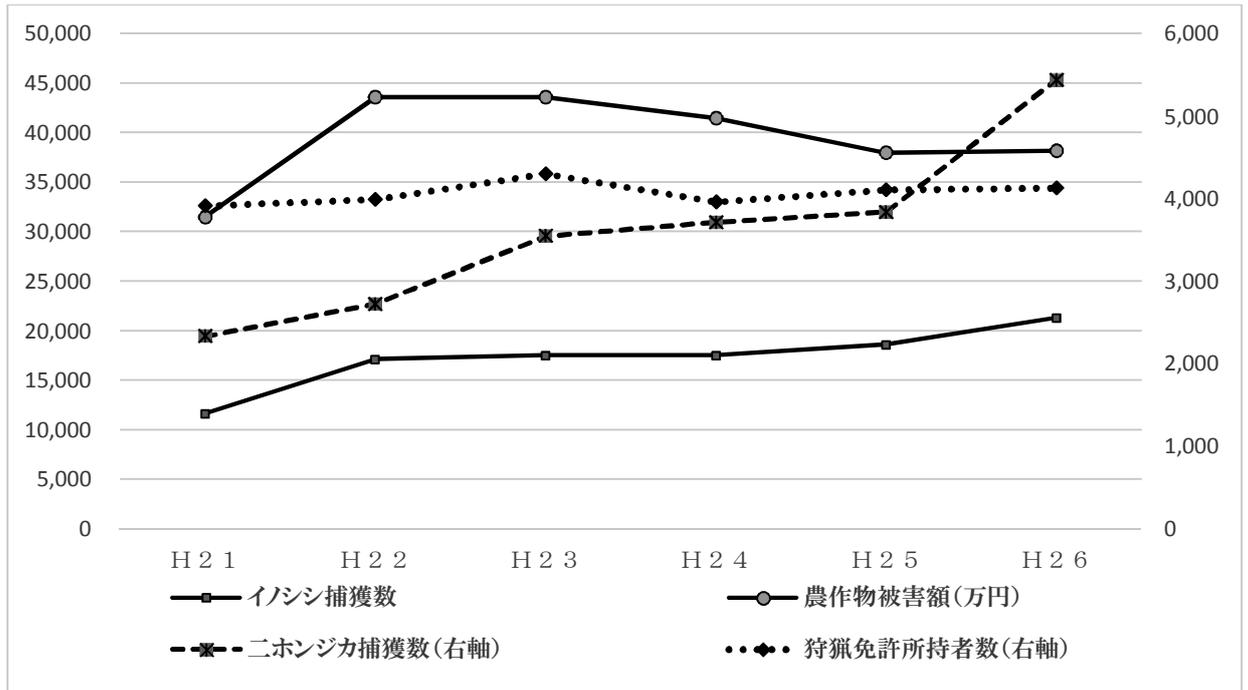
2) 愛媛県の状況

愛媛県では、継続して農業被害が発生しており、当計画に沿って目標を定めて事業を実施してきた。

捕獲目標数は、従来計画を上回って推移しているが、被害額はそれほど減少していない。

イノシシについては、生息推定数の予測が困難な獣であるとのことであるが、この 10 年間で数が増えた、という実感があるとのことである。自然増に捕獲が追い付いていない可能性もある。

項目	単位	変更前 目標	目標	H21	H22	H23	H24	H25	H26
イノシシ 捕獲数	頭	10,000	25,000	11,640	17,108	17,487	17,505	18,595	21,363
ニホンジカ 捕獲数	頭	1,300	3,500	2,335	2,729	3,550	3,719	3,842	5,444
農作物 被害額	千円	2 億円台	2 億円台	314,954	435,899	354,277	414,517	379,702	381,603
狩猟免許 所持者数	人	—	5 千人台	3,918	3,993	4,302	3,961	4,103	4,129



3) 目的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に沿った野生動物の保護及び管理の実施。

4) 内容

① 第11次鳥獣保護管理事業計画

計画の趣旨など基本的事項を記し、鳥獣保護地区、休猟区、特別保護地区を指定している。その他、鳥獣保護に関する事項や、第二種特定鳥獣管理計画の策定や、施策について記載している。

② 第3次愛媛県イノシシ適正管理計画

第二種特定鳥獣管理計画は、明確な目的をもって策定される計画である。

対象や地域を明確にし、イノシシの生息数は過去10年間で非常に増加、あるいはやや増加と捉え、また、狩猟者の高齢化、農作物被害の拡大、生息環境に関する調査結果等の愛媛県の現状を分析している。そのうえで、管理目標を平成5年度のレベルまで農作物等被害を抑える、と明記し、このための目標捕獲頭数を平成17年度から22年度の平均捕獲頭数の2.4倍である年間25,000頭としている。その他モニタリング方法について記載している。

(意見) 第3次愛媛県イノシシ適正管理計画の実績確認の手法について

第3次愛媛県イノシシ適正管理計画の保護管理の目標は、農林作物等被害額を平成5年度のレベルに抑えろとし、個体数管理に関しては、平成17年度から22年度の平均捕獲頭数の2.4倍である年間25,000頭を目標に捕獲に努めるとしており、これらに対する実績は、イノシシの捕獲数で確認されている。

しかし、イノシシの生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるには、幼獣及び成獣のメスの数のコントロールにより、一層高い効果が期待できる。

このため、捕獲された個体に幼獣及び成獣のメスがどの程度の割合で含まれているのかについて、併せてモニタリングすることが望まれる。

また、目標捕獲数については、モニタリング調査結果に基づき必要に応じて見直すこととされているため、幼獣、成獣のメス、成獣のオスという区分で目標数値を設定することについて検討が望まれる。

増加を抑えるだけでも、相当数の獣を捕獲しなければならないが、数を減らしただけでは、一旦人里の近くまで押し寄せて来た獣の被害を減らすことは出来ない。防御柵などは農業予算で設置される直接的な防御施設であるが、耕作放棄地の管理や、誘引物の除去など、地域ぐるみの対応が必要とされている。

(意見) 第3次愛媛県イノシシ適正管理計画における生息地整備施策の検討について

保護管理の目標（農林作物等被害の減少）を達成するためには、捕獲だけではなく、人による生産活動とイノシシの生息場所の棲み分けができる環境づくりを進める必要がある。

このため、生息地の保護及び整備に必要な施策についても計画に明記することが望まれる。この点については、科学的・計画的な保護管理を行うため、各施策の実施、モニタリングと評価、施策の見直しを繰り返し行って長期的に取り組むことが必要と明記されるにとどまっている。

また、計画の推進体制には、市町や関連団体と連携・協力するとされていることから、次回改訂の際には、生息地の保護及び整備に関する施策の担当部署についても記載することが望まれる。

③ 第2次愛媛県ニホンジカ適正管理計画

構成はイノシシと同様である。愛媛県のシカの塊は3つに区分され、有害鳥獣捕獲による捕獲数が増えていること、被害額は平成21年度が約2千万円と大きく増加したこと、ただし森林被害を含まないこと、などの現状分析を記載している。これを踏まえ、管理の目標を、農作物被害の軽減、爆発的増加の回避、森林生態系の保全による生物多様性の確保の3つとし、管理区分、管理施策の実施方法を記載し、ニホンジカの捕獲数については、生息推定数16,000頭に対し3,500頭としている。

また、その他の施策、モニタリングに関する事項などを記載しており、シカに関しては県も捕獲事業を実施する、としている。

(意見) 第2次愛媛県ニホンジカ適正管理計画の実績管理の手法について

第2次愛媛県ニホンジカ適正管理計画の保護管理の目標では、県内の主な個体群が存在する、東予東部、東予西部及び中予北東部、南予南部の3地域を重点的に管理するとともに、他の区域についても一体的に管理して被害区域の拡大を抑制するとし、個体数管理に関しては、計画終期に適正頭数になるよう年間3,500頭を目標に捕獲に努めるとしており、これらに対する実績は、ニホンジカの捕獲数で確認されている。

しかし、ニホンジカの生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるには、幼獣及び成獣のメスの数のコントロールにより、一層高い効果が期待できる。

このため、捕獲された個体に幼獣及び成獣のメスがどの程度の割合で含まれているのかについて、併せてモニタリングすることが望まれる。

また、目標捕獲数については、モニタリング調査結果に基づき必要に応じて見直すこととされているため、幼獣、成獣のメス、成獣のオスという区分で目標数値を設定し、県が実施する捕獲事業にターゲットを設けることについて検討が望まれる。

5) 他の計画との関連

3つの計画の相互の関係以外、県の計画では関連するものはない。

6) 計画策定の効果

第11次鳥獣保護管理事業計画では、特別保護地区、休猟地区等を指定するほか、各種の自然保護に関する規制も定めている。第二種特定鳥獣管理計画は実施計画であり、これに沿って県の予算により実施される事業もある。

7) 計画に係る予算額

鳥獣被害防止対策支援事業の平成27年度予算金額は345,408千円であるが、このうち金額が多額であるのは、鳥獣防止対策費279,264千円であり、農林水産部の予算として計上されている。

8) 県ホームページへの掲載

ホームページに掲載されている。改定時のパブリックコメントも実施されている。

(2) 内容の検討

1) 成果の検証

第二種特定鳥獣管理計画は、毎年実施計画を策定して捕獲数や防止施策を決め、それに沿って事業を行い、農作物被害の額や住宅地への出没等の目標に対してどのように影響したかを検証し、次年度の計画に反映する。

平成27年度は計画を変更した直後であるが、今までのモニタリング結果に基づき、各種の変更が行われている。

(意見) 第3次愛媛県イノシシ適正管理計画におけるモニタリングについて

第3次愛媛県イノシシ適正管理計画について、農林作物等被害の減少という目標に対し、イノシシの捕獲数だけではモニタリングとして不十分である。

このため、居住地区への出現、耕作放棄地の実態なども含めてモニタリングを行い、対応策を検討することが望まれる。

(意見) 第2次愛媛県ニホンジカ適正管理計画におけるモニタリングについて

第2次愛媛県ニホンジカ適正管理計画について、農林作物等被害は把握しているが、森林被害は算定が困難であることから把握されていない。

このため、被害状況について、被害面積や森林組合へのヒアリングなど、何らかの方法でモニタリングした上で分析することが望まれる。

(意見) 効率的な事業実施体制について

県では、狩猟に関する免許、登録事務は地方局森林林業課で行っている。農地・住宅地以外の自然環境や森林環境の変化と野生生物の実態についての数値化されていない暗黙知が施策の実施上は重要であるように思われる。

このため、計画策定部署である自然保護課と十分に情報交換をし、実施すべき施策を決定し、効率的に実施する体制を構築することが望まれる。

(意見) 狩猟免許保持者について

第3次愛媛県イノシシ適正管理計画、第2次愛媛県ニホンジカ適正管理計画の達成状況を表す目標として、狩猟免許保持者を5千人台にする、というものがある。新たな免許保持者を増やすことは重要であるが、狩猟免許保持者が高齢化していく現状を考えると、実際に捕獲する人数を示す狩猟者登録数を指標とすることが妥当である。

2) 事業

イノシシは昔から農家を悩ませていた。ここ100年ほどがイノシシ害の少ない珍しい時期であるという説もある。登山者でにぎわう剣山でも、人の身長より高い場所にシカが皮を食い荒らした跡がみられる。イノシシは、人を見ても逃げず、イノシシに襲われる事件も発生している。一般的に県民は気が付いていないが、野生はすぐそこまで迫っている。

かつては、家畜をとちくして食用にすることが一般的ではなく、イノシシやシカは重要な蛋白源であった時代もある。村おこしとして、イノシシ肉を産業化している地域もあるが、ごく一部であり、安定的な供給と処理施設、流通経路の確保など、課題が多い。

害獣として捕獲されるイノシシやシカは、捕獲した瞬間に粗大ごみになってしまう。

鳥獣の保護に比べ、管理に関しては、担当部署だけで実施できる施策は限定されており、関連部署や団体とより一層連携して事業に当たる必要があり、それらを総合的に実施するための計画として、絶え間ないモニタリングと計画へのフィードバック、事業の実施というサイクルを構築することが重要であると思われる。

5. 特定希少野生動植物捕獲許可：自然保護課

(1) 許認可の概要

1) 経緯

希少野生動植物は、絶滅危惧種の保護などを目的として、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき、国で種を指定したものである。

愛媛県では、県内に生息する希少な野生生物の現状を明らかにする、愛媛県レッドデータブックを平成15年に作成し、生物の多様性の確保の推進のための基礎資料としてきたが、平成20年には愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例を制定した。これにより、愛媛県知事は、希少野生生物の中でも、個体数の減少や生息環境の悪化が顕著なものを特定希少野生生物として指定することができ、特定希少野生動植物は捕獲、採取、譲渡等が禁止され、これに反する場合の罰則も設けられている。

平成27年度現在で、指定されている特定野生動植物はサギソウ、カスミサンショウウオなど動物4種、植物9種の合計13種である。



撮影者：松井宏光



撮影者：田邊真吾

2) 根拠法令等 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例

3) 許認可の内容

特定希少野生動植物の捕獲は禁止としているが、生息や生育状況の調査や保護の目的で行う捕獲は、知事の許可を受けることを条件に行うことが出来るとしている。

(2) 許認可事務の推移等

1) 申請件数等

平成26年の申請は6件である。捕獲を許可する要件が研究や保護とされているため、件数は少なく、許可を求める者も大学や高校関係者、自治体などに限定されている。

2) 手数料収入 該当なし。

(3) 許認可事務の検証

1) 受付

特定希少生物を県内で捕獲しようとする者は、捕獲対象や区域、捕獲方法、期間などを記載した許可申請書を提出する。

2) 審査

県は、許可申請書に記載された内容が条例に適合するか、等の審査を行い、差し障り無いと判断すると、許可証を交付する。

件数が少なく、個別に状況が異なることから、チェックリスト等は作成されていない。申請書の記載項目の妥当性を検討している。

(意見) 特定希少野生動植物捕獲許可に関する許認可事務の検証(審査)について
特定希少野生動植物の捕獲に関する許可申請にあたり、本人確認が実施されていない。
捕獲や採取行為が許可内容と相違した場合などは、罰則規定が適用されることもあることから、原則として許可を受ける者の本人確認を行うことが望まれる。

平成 26 年度の許可案件につき、ファイルを閲覧し、問題のある申請がないことを確認した。

許可証は、捕獲等の行為が終わった後に回収される。

3) 継続管理

当許可を得ずに、商業目的などで捕獲された場合には、罰則が適用される。しかし、捕獲の実態は明らかでなく、広報により希少であるという認識が広まることは、種の保存の目的に反するなど、対応は困難である。

捕獲許可証は、許可した捕獲が終了した後には、顛末を記載のうえ回収される。

(意見) 特定希少野生動植物捕獲許可に関する許認可事務の検証(継続管理)について
特定希少野生動植物の捕獲に関する許可期間は、1年以内を目安にしているとのことであり、1年を超える調査を行う場合には、年度毎に許可申請をしていることも自然環境保護の目的から妥当と思われる。しかし、許可期間の限度を明確に規則として定めていないため、不服申立て等の審査請求があった場合に、抗弁できない恐れがある。
このため、許可期間の運用について、明確に規則等に記載することが望まれる。

6. 計量に関する検定・検査 計量検定所

(1) 許認可の概要

1) 経緯

計量制度は、貨幣制度と並んで重要な社会制度の一つと言われている。質量、長さが正しく計量されていることは、日常生活を含む経済活動の基本である。この制度の基盤は昭和26年に制定された計量法に定められている。同法に基づく事務は、機関委任事務として実施されていたが、平成12年の地方分権一括法施行により、機関委任事務が廃止され一部の業務を除き、大部分が県及び特定市町村の自治事務・法定受託事務に整理された。愛媛県では、特定市である松山市、今治市、新居浜市を除く地域の計量に関する事務を行う。

2) 根拠法令 計量法等

3) 担当部署 計量検定所が担当している。

4) 手数料収入

愛媛県の定めた手数料条例に基づき、検定・検査料を徴している。

(意見) 計量に関する検定・検査に関する手数料収入の見直しについて

愛媛県手数料条例に定める特定計量器検定手数料等は、非課税扱いとされていることから、その後の消費税率の変更にかかわらず、平成12年に自治事務として移管された時点の水準で据え置かれている。また、計量器が使用されている場所に出張して行う所在場所検定・検査の場合でも検定手数料等は同額であるが、これについては、出張に関する経費及び運搬に要する経費を加算することについて、検討が望まれる。

5) 事務処理に必要な人員等

許認可事務については、計量検定所の職員の主要な業務であることから、管理職を除いても5名分の事務量であると思われる。

(2) 特定計量器の定期検査

1) 許認可の内容

定期検査制度とは、使用段階にある特定計量器の精度や性能を一定基準以上に維持し、適正な計量の実施を確保するための検査制度である。

検定に合格した特定計量器※のうち、性能及び器差について定期的（2年に1回）に検査を行うことが適当であると政令で定めるものについては、取引又は証明に使用する計量器を所有する者に対して、都道府県知事又は特定市町村の長が行う定期検査を受けることを義務付けている。

※特定計量器とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものである。18器種が指定されており、これらは、検査に合格しなければ取引・証明に使うことが出来ない。

2) 定期検査手続き

検査は、県報に公示された場所（集合検査）、計量器の所在場所（所在場所検査）計量検定所への持込により実施されている。

平成27年度の検査ファイルから5月22日の集合検査1件を抽出し、そ

れに関する受検票と受付簿、検査結果報告を照合した。

また、定期検査手数料が検査内容に合致し、県証紙で納付されていることを確認した。

定期検査受付簿によると、検査手数料の一部が後納とされているが、納入票の納入者は、愛媛県計量協会であり、後納分を含めた金額が県証紙で納付されている。差額については、愛媛県計量協会により立替えられ、6月5日に入金確認済みであると手書きで記載されている。

検査の結果により、合格シール又は検定証印の除去、不合格シールの貼付及び不合格票を交付する。これら合格シール等は、管理簿により数量管理されている。

平成27年度の合格シール3,500枚に関する公印・証票等持ち出し管理簿を閲覧し、これによりシールが管理されていることを確認した。また前に記載した5月22日の集合検査の記録と照合したところ、合格数51に対し、交付シール数は40であるが、この数量の不一致は分銅等に合格シールを貼ることで、器差が発生し、正確な計量に支障をきたすことを避けるため、分銅等にはシールを貼っていないことによるものである。

(意見) 公印・証票等管理手続きの適正化について

特定計量器の合格を示すため出張先で交付が必要となる合格シールは、公印・証票等持出管理簿により管理されている。この管理簿は、持出数量と持帰り数量を管理する様式になっているが、合格シール自体の残高は、公印・証票等管理台帳をもとに手書きで記載されており、在庫分も合わせた合格シール全体を適正かつ効率的に把握・管理する状態となっていない。

このため、持帰り後の残高記載欄を設け、残数量との照合も同一の書式で行うなど、合格シール全体を効率的に管理できる様式への変更について、検討が望まれる。

(3) 基準器検査

1) 許認可の概要

基準器検査とは、取引若しくは証明における計量に使用される特定計量器の検定・検査の信頼性を確保するため、これらの検査に用いる検査設備(計量器)の精度の確保を目的として行われる計量器の検査をいう。この基準器検査に合格した計量器を「基準器」とし、基準器検査証印が付され、「基準器検査成績書」が交付される。県はこの業務を行う。

基準器には、政令で定める14器種があり、愛媛県で行っている基準器検査は主に長さ、質量、体積、圧力がある。

2) 検査手続き

基準器検査申請書提出の後、検査を行う。

基準器検査ファイルを閲覧し、1件を抽出し、検査申請書、観測紙、検査結果報告書、検査結果成績書案、同成績書交付伺いが整合していることを確認した。

(4) タクシーメーター装置検査

タクシーメーターは、距離を測る有効期間のある特定計量器であり、車両に取り付け、取引又は証明に継続して使用する場合は有効期限内(1年毎)の検査が義務付けられている。

これについては、毎年2,400台程度が検査されるとのことである。
なお、手数料については申請書に証紙を貼付し収納される。
また、検査に合格した車両には、タクシーメーター装置検査済証を交付している。
検査観測紙、検査済証を照合したところ、一致していた。

(5) 総括

当検査業務は、「貨幣制度と並んで重要な社会制度の一つ」とされているように、経済活動の基盤となるものであり、都道府県事務として実施されることにやや疑問を感じる分野である。愛媛県では、計量検定所でこの業務を実施しているが、県民生活の基盤を支える事業であることを認識し、検定・検査業務に対する人員等の資源が十分でないことにより、計量事務が滞ることがないような体制であるか、常時検討することが望まれる。

7. 高等技術専門校入校許可・授業料減免：労政雇用課

(1) 許認可の概要

1) 経緯

高等技術専門校は、職業能力開発促進法第 16 条第 1 項に基づいて設置運営されている県立の公共職業訓練校である。同法第 4 条第 2 項では、「職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施」に努めることを国及び県の責務としており、国は高度職業訓練を、都道府県は、普通職業訓練を行っている。愛媛県では 4 施設 14 科を設置しており、例えば、今治校では今治タオルものづくり科を設けるなど、それぞれの施設の対象地域の産業等の特色を反映して訓練科目が設定されている。訓練科目及び定員は、適時見直され、改編されている。

高等学校の新卒者などを中心に、1 年又は 2 年間をかけて基礎的な技能・知識を習得する普通課程と、技能の習得により、転職をスムーズに進めることなどを目的とする短期課程の 2 コースが設けられている。また、これらの高等技術専門校で実施される事業のほか、委託により実施するコースもある。

入校対象は求職者であり、入校許可の基準は、各校で訓練科目ごとに決定されている。職業訓練という施設の目的から、入校許可も、高等学校のように学力自体を問うものではなく、職業訓練を受けて社会人として働くことが出来る適性を判断する内容になっている。

普通課程では、月額 9,900 円の授業料を徴収するが、授業料納付困難者に対しては、授業料の減免制度も設けられている。また、短期課程は、職業能力開発促進法により、無料とされている。ただし、保険料や教科書代などの自己負担額は発生する。それでも、専修学校などの他の教育施設に比べると、概して安価である。このため、大規模な施設を要する学科など、民間では実施が困難と思われる分野を主として対象とし、民間と競合する分野は委託事業により実施されている。

2) 根拠法令等 職業能力開発促進法

3) 許認可の内容

高等技術専門校に入校するためには、それぞれの専門校で行う試験に合格する必要がある。入校希望者は、求職を前提としており、高等学校の新卒者以外は、ハローワークの斡旋により、入校願書が提出される。

(2) 許認可事務の推移等

1) 申請件数等

	区分	H22	H23	H24	H25	H26
普通課程	入校者	120	110	112	112	91
	入校率	100.0	91.7	80.0	86.2	70.0
	修了者	94	85	82	73	70
	就職者	101	87	91	83	88
	うち中退就職者	19	10	15	20	22
	就職率	89.4	91.6	93.8	89.2	95.7
	入校者	109	102	73	80	73
	入校率	94.8	88.7	85.9	94.1	85.9

短期課程	修了者	91	98	72	76	65
	就職者	64	68	52	66	52
	うち中退就職者	7	5	1	1	4
	就職率	65.3	66.0	71.2	85.7	75.4

2) 手数料

普通課程のみ、1件につき2,200円の入校選考手数料を徴収している。

この金額についても、県立高等学校と同額で設定されている。

3) 運営費

平成26年度予算

事項名	予算額(千円)	事業内容	備考
離職者等職業能力開発事業費	222,684	離職者等の再就職のために、民間教育訓練機関等を活用して実施する職業訓練に要する経費	予算額のうち委託料188,877千円
障害者就労促進事業費	106,646	身体・知的・精神及び発達障害者に対する各種の職業訓練をはじめとした就労支援に要する経費	予算額のうち委託料25,012千円
訓練管理費	21,970	県下4か所の高等技術専門校における維持管理費	
高等技術専門校機器整備事業費	59,736	訓練用の機械器具等を整備するための経費	
訓練事業費	59,614	職業訓練を実施する非常勤嘱託職員の報酬費等に要する経費	
高等技術専門校整備費	33,445	訓練用の機械器具、施設整備等の整備に要する経費	
合計	504,095		

(3) 今治高等技術専門校

1) 概要 設定されているコースは次の4種の普通課程である。

過年度を見ても、就職率は高い。

区分	期間	定員	応募者	入校者	入校率	退校者	うち就職	修了者	修了率	就職者	就職率
今治タオルものづくり科	2年	10	10	10	100.0	8	7	2	20.0	9	100.0
服飾モード科	2年	10	15	10	100.0	4	2	6	60.0	8	100.0
ビジネスデザイン科	1年	15	13	10	66.7	2	2	8	80.0	10	100.0
設備エンジニア科	2年	10	15	10	100.0	6	4	4	40.0	8	100.0
施設内訓練合計		45	53	40	88.9	20	15	20	50.0	35	100.0

注) 今治タオルものづくり科、服飾モード科、設備エンジニア科は2年制のため、25年度に入校し26年度に卒業した者について記載。

ビジネスデザイン科は1年制のため、26年度に入校・卒業した者について記載。

2) 入校手続

当校では、4つの科につき、入校試験を実施している。それぞれ面接と適性検査、学科試験である。

(監査手続き及び結果)

試験実施に関する伺書を一覧し、受付名簿と願書を照合したところ一致していた。2名を抽出し、試験結果と照合した。

合格基準について、当校の履修内容等にあわせ、合理的に決定されていることを確認した。

入校の可否については、簡易開示が認められているが、今治校については、簡易開示の実績はない、とのことである。

合格基準に沿って、各科で可否が決定されるが、面接に至るまで数値化して選考過程が残されていることを確認した。

3) 行政財産使用許可

自動販売機の設置に関する入札資料を一覧し、入札が適正に実施されていることを確認した。

そのほか、タオル製造会社の技能検定に関して、施設の使用許可を行っている。使用料は、条例の定めに沿って計算されていた。

(4) 宇和島高等技術専門校

1) 概要

設定されているコースは次の3種であり、全て短期課程とされ、無料である。

平成26年度の状況は次の通りであり、就職率は高いとはいえない。特に、木工クラフト科では、比較的高齢の入校者が多い。

区 分	期間	定員	応募者	入校者	入校率	退校者	うち就職	修了者	修了率	就職者	就職率
木工クラフト科	1年	15	16	12	80.0	4	3	8	66.7	9	81.8
アパレルビジネス科	10月	10	10	9	90.0	3	1	6	66.7	5	71.4
介護ヘルパー科	2月	60	68	52	86.7	1	0	51	98.1	38	74.5
施設内訓練合計		85	94	73	85.9	8	4	65	89.0	52	75.4

注) 介護ヘルパー科は、年3回募集する。それぞれの定員は20名であり、表には3期の合計人数を記載している。

2) 入校手続

宇和島校では、2つの科につき、入校試験を実施している。平成26年度は、当初の募集では定員が埋まらず、再度募集されている。

(監査手続き及び結果)

試験実施に関する伺書を一覧し、受付名簿と願書を照合したところ一致していた。試験の答案が保管されていなかったため、それぞれの募集につき、可否の顛末についてヒアリングにより、選考過程が適切に管理されていることを確認した。

合格基準について、当校の履修内容等にあわせ、合理的に決定されていることを確認した。

入校の可否については、簡易開示が認められているが、宇和島校については、簡易開示の実績はない、とのことである。

可否についての質問は寄せられることはあるとのことであるが、特に苦情まで発展したものがないことから、記録されていない。

受験票に契印を割印して発行されたことを入校願書受理簿で確認した。
合格基準に沿って、各校で合否が決定されるが、面接に至るまで数値化して選考過程が残されていることを確認した。

宇和島校では、平成 26 年度の答案用紙等は廃棄されている。試験結果の集計、採点方法などについてヒアリングにより、実施状況を確認した。

平成 26 年度の状況を見ると、定員に満たない場合でも、一定の基準に達していない者など入校を認めていないことがある。

(5) 総括

1) 退校

当校の目的は、就労に結びつく技能の習得であり、短期課程の訓練は無料で受講できる制度である。しかるに、受講期間中の退校や、受講後の未就職も見られる。就職以外の理由による退校についても、もともとの授業料が無料であることから、負担を求めることもない。

しかし、公費をもって運営される目的を考えると、やむを得ない事情あるいは就職以外の理由による退校については、負担金を求める制度とすることについても、検討が望まれるが、そもそも国の制度に基づき設計された制度であり、県独自での検討も困難である。

入校審査時に意欲を測ること、その意欲を損なわないような専門校運営を心掛けることによるしかない。

2) 学科

卒業後は一定の就職率を示しているが、必ずしも高いとは言えない訓練科目もある。愛媛県では、引き続き、各校に設けた地元経済界や公共職業安定所等の意見・要望を聴く会議を活用し、高等技術専門校に求める施策や地場産業の振興に資するような学科の在り方について、不断の検討を続けることが望まれる。

また、松山校の発達障害者対象訓練科では、同種の施設が近隣にないことから、定員 10 名に対して入校希望者が多い。また、遠方からの入校希望者もいるとのことである。定員の増加は、指導員や施設の条件からも、修了者の就職先が限定されることから難しいとのことであるが、運営のノウハウを活かし、他の施設に同種の科を設けることなどについて、検討が望まれる。

3) 受付

普通課程の授業料は、年額 118,800 円であり、毎月 9,900 円を高等技術専門校が発行する納入通知書により納付する。免除事由のいずれかに該当する者は授業料の全額免除が受けられる。免除を希望する者は、前期分については 3 月 1 日から 3 月 10 日までの間、後期分については 9 月 1 日から 9 月 10 日までの間に、免除事由別に予め定められた必要書類を高等技術専門校まで提出する。提出先の高等技術専門校においては、受付簿を作成し管理している。

8. 松山港地域物流マネジメント計画：産業政策課

(1) 計画の概要

1) 体系

平成9年4月に閣議決定された「総合物流施策大綱」をさらに進展させるべく、当時の運輸省は、「地域物流マネジメント計画策定のためのガイドライン」を作成するにあたり、松山港地域を先駆的事例としてとりあげた。旧運輸省のサポートのもとで、愛媛県と松山市が中心となって、地域物流マネジメントモデル計画策定調査松山地区研究会での検討を踏まえて、平成11年3月に策定された。このため、厳密には県が独自に策定した計画ではない。

2) 目的

松山港地域は、平成5年3月に、「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」(FAZ法)に基づく地域輸入促進計画(FAZ計画)の承認を受け、国際物流拠点や国際産業交流拠点の整備、拡充が進められつつあったが、松山港地域を取り巻く環境が輸出中心の物流から輸入を中心としたコンテナ貨物主体の物流に大きく変化するとともに、国内では、物流の効率化や環境問題の対応が求められていた。この計画は、地域産業の活性化を支援する松山港地域の物流システムのあり方とその実現方策について、具体的な計画の策定を行ったとされている。

3) 内容

日本や松山港地域の産業・貿易構造の現状と将来、松山港地域を中心とする貨物流動の実態、松山港地域における物流システムの現況と将来計画、問題点を分析し、それを踏まえて松山港地域における物流システムが目指すべき方向性、物流機能拡充の方向性を示し、新たな物流システムの実用化プログラムとして、機能拡充の進め方や利用促進に係わる取組み、システム実現化に向けた課題を示している。

さらに、この計画に基づく物流システムの社会経済効果を算定しており、松山港コンテナターミナルの供用効果として年間約100億円の便益が発生するとしている。

綿密な分析に基づき策定された大掛かりな計画であるといえ、計画のページ数も150ページに及ぶ大部のものである。

4) 事業

当時計画された各種の取組みや整備は順次行われており、そのうち県管理港湾である松山港で実施される事業は平成28年度に完成予定とのことである。

5) 実績評価

想定終期である平成15年時点に関して次の3点について達成状況を検討し、ほぼ達成したと判断している。

- ① 機能拡充メニューについて 平成15年時点で実行レベルの取組みが11、検討中が10、松山港地域関係者だけでは対応困難な事項が6であった。平成27年時点では、実施済みが11、平成28年度までに対応される予定のものが8、今後検討予定が1、達成困難が6、実施しないこととしたものが1であり、コンテナフレートステーションの事業は実施をやめているなど、計画時以降の情勢の変化を反映したものと

っている。

- ② 外貨コンテナ貨物取扱量 計画値と実績値、さらに平成 26 年の実績値は次のとおりであり、おおむね達成されたとされている。

項目	H15 計画値	H15 実績値	H26 実績値
貨物量(千トン)合計	521	382	444
貨物量 (TEU) 輸出	11,667	18,671	22,175
貨物量 (TEU) 輸入	27,027	18,861	20,231
貨物量 (TEU) 合計	38,694	37,532	42,406

- ③ 社会経済効果 計画策定時の計算式に当てはめると、平成 15 年は 128 億円の経済効果があると試算されている。

6) 期間及び他計画との関係

当計画は、平成 15 年を想定終期としている。しかし、計画策定後、平成 11 年 5 月のしまなみ海道の開通や、平成 12 年 7 月の四国縦貫自動車道などの高規格幹線道路の整備により、物流の状況が大きく変わるなか、愛媛県の計画としては、平成 12 年から 22 年度を対象とする第五次愛媛県長期計画に当計画の内容を盛り込んでローリングされているとのことである。

7) 公開方法

当計画は、愛媛県の長期計画のページに計画があることは掲示されているが、内容は公開されていない。もともと 40 部しか印刷されていないとのことであり、県が保管している計画冊子も 1 冊のみである。

(意見) 松山港地域物流マネジメント計画の進捗状況の確認及び見直しの必要性について
松山港地域物流マネジメント計画は、全国の先駆的事例として、松山港地域の関係者で構成される地域物流マネジメントモデル計画策定調査松山地区研究会による詳細な分析に基づき、綿密な実施計画として策定されたものであり、当時計画されたコンテナ関連施設などの建設や、各種の取組みが行われ、予定された成果は上がっていると評価されている。

計画策定は平成 11 年であり、計画の成果を計る時期も平成 15 年とされているが、計画策定直後から、しまなみ海道の開通などにより情勢が変化している。当計画は、事業実施に影響のある情勢の変化に対応して変更されるべきものであり、また、少なくとも平成 15 年の実績に対して、結果を評価し、他計画に統合するなどの検討を行うべきであった。

しかし、県独自の計画ではないこと、大規模な調査を元に策定されており、改訂に必要な再調査にも多額の費用が見込まれることなどの事情から改訂されなかったが、計画に沿って実施される県事業も完了していないことから、そのまま置かれたものと思われる。

今後、多団体が関与する計画の策定にあたっては、PDCA の仕組みを組み込み、終期を定めて情勢の変化に対応できるようにするなど、計画の実効性が保たれる仕組みを内包した計画とすることが望まれる。

9. 企業立地促進法に基づく基本計画：企業立地課

(1) 概要

1) 体系

平成 19 年の企業立地促進法の制定、国の基本方針決定を受け、各都道府県で一斉に策定された。県と市町が協力し、それぞれの企業立地戦略のもとに定める性格の計画である。

計画策定により、計画に沿った企業立地や高度化を行う企業は、各種の支援が受けられる。

企業立地という語感から、新規進出の促進政策というイメージを受けるが、円高等による海外への工場移転を受け、「空洞化」が進む現況を踏まえ、既存の企業の再投資支援により、流出を防ぎ、産業集積を守る意味合いも強い政策である。

平成 25 年度時点での策定状況は次の通りである。

区域	計画数	立地件数目標 (件)	雇用創出数目標 (人)
全国	159	10,347	372,958
四国	8	496	10,919
愛媛	5	218	4,575

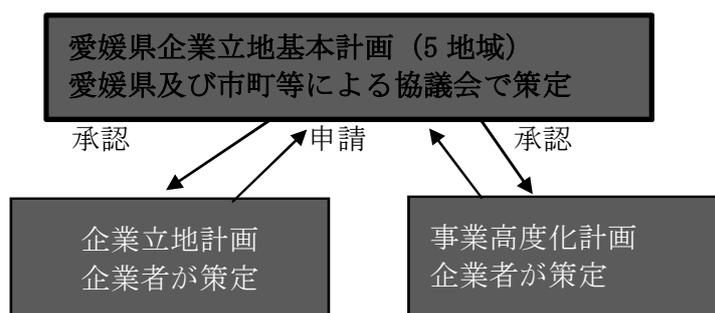
2) 目的

地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取り組みを支援し、地域の強みと特性を踏まえた個性ある地域の産業集積の形成、活性化を目指す。

3) 内容

愛媛県では、地域ごとに産業の特徴があることから、5つの区域に分けて業種を指定している。計画期間が5年であることから、現在の計画は第2期にあたるが、第1期計画を踏襲しつつ、内容を現況に即して再検討し、宇和島地区で業種を追加し、また企業立地促進法の改正に対応して改正された。

4) 他の計画との関連



5) 期間等

計画期間は5年間であるが、必要に応じて見直すことができる。愛媛県では、法施行当初に策定し、現在の計画は平成 25 年度から 29 年度の5年間を対象期間とする第2期計画である。

6) 計画策定の効果

計画に沿って企業立地計画または事業高度化計画を提出し、県がこれを承認すると、計画に関する投資について、次のような優遇が受けられる。

項目	企業立地計画	事業高度化計画
地方税の減税	○	×
超低利融資制度（中小企業）	○	○
中小企業保険法の特例	○	○
食品流通構造改善促進機構による債務保証	○	○

県は、立地企業に対して不動産取得税を免除した場合、その一部について国から地方交付税の減収補てんを受ける。

7) 県ホームページ 公開

(2) 計画に係る予算額

- 1) 歳出 計画に沿って県の歳出により実施する事業はない。
- 2) 歳入 税の減免を伴う場合、県税収入が減少するが、地方交付税により75%減収補填される。

(3) 策定方法

1) 概要

企業立地促進法の規定に沿って、基本方針に基づき、県及び市町等で構成する地域産業活性化協議会での協議を経て策定される。その後、経済産業大臣と協議し、同意を受けることにより確定する。

2) 費用

地域産業活性化協議会による委託調査費や臨時職員の賃金等である。

3) 外部委員等

企業立地促進法第5条1項及び第7条1項に基づき、愛媛県地域産業活性化協議会を組織し、協議会での協議を経て基本計画を策定している。

(監査手続き)

愛媛県地域産業活性化協議会議事録を閲覧し、議論の内容が計画の趣旨に沿っていることを確認した。

4) 改定

計画期間は5年間であるが、必要に応じて見直される。現在の計画は、第2期（平成25年度から平成29年度）

(4) 内容の検討

1) 終期

計画期間は5年間であるが、企業立地促進法に基づく計画であることから、当制度が継続する限り、継続して更新されると思われる。

2) 啓発・イベント 市町や関係団体等を通じ啓発を行っている。

3) 計画と事業の内容の整合性

計画の内容に沿った設備投資等の計画を県が認可し、それにより、投資を実施する企業が各種の優遇を受けられる。これにより、地域ごとの特徴のある産業集積を行っていくことを目的としている。計画内容が実態に合っていない場合には、産業集積が形成されにくくなる。利用実績と計画とを比較し、計画期間ごとに内容を見直している。

4) 担当部署

企業立地課が担当しているが、支援措置の中には、不動産取得税の免除

のような税制優遇措置もあるため、税務課、各地方局税務課と連携している。

(5) 成果の検証

1) 成果を検討しているか

成果は愛媛県地域産業活性化協議会に報告され、評価・検討されている。また、計画に対し、確定した実績は公表していない。

なお、現在の計画に対する達成状況は、次のようなものである。

2) 数値目標

経済産業省の工場立地動向調査などを参考とし、計画最終年度である平成29年度の目標とする立地件数131件を設定した。この数字に統計データを乗じて、付加価値額増加額600億円、製造品出荷額増加額2,135億円、新規雇用数3,550人という目標値を設定している。なお、第1期計画の達成状況は次の通りである。

区域	立地件数(件)			付加価値額(億円)			新規雇用創出件数(人)		
	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)
愛媛	218	106	48.6	11,475	8,188	71.3	4,575	3,062	66.9
四国中央	27	15	55.6	2,681	1,973	73.6	630	70	11.1
新居浜・西条	53	24	45.3	3,989	2,265	56.8	1,130	210	18.6
今治・西条・上島	69	24	34.8	2,862	1,780	62.2	1,125	750	66.7
中予	38	33	86.8	1,628	1,924	118.2	1,170	1,570	134.2
南予	31	10	32.3	315	246	78.1	520	462	88.8

3) 成果達成後

企業立地促進法に基づき、企業がメリットを受けることができるため、目標が仮に達成されたとしても、当制度がある限り、計画は策定されるものと思われる。

4) 成果検討方法の妥当性

成果について、計画に対する実績を公表していないが、目標値として計画を公表している以上、県のホームページ上等に、実績を公表する必要があると思われる。また、第1期計画の目標値に対しての実績は低い。目標値を超えたとしても、事業者の計画が認定できない制度ではないため、実績を踏まえた目標設定とすべきではなかったか。

(意見) 企業立地促進法に基づく基本計画の成果検証・公表方法の改善について

企業立地促進法に基づく基本計画の成果について、計画に対する達成状況を公表していないが、目標値を定めて計画を公表していることから、全ての数値目標についての実績を開示するとともに、地域産業活性化協議会で行われた分析結果及び計画との乖離理由についても開示することが望まれる。

(6) まとめ

本計画は、地域ごとの特徴ある産業集積を目的として策定される。愛媛県

では、既存の産業集積の特色を踏まえ、5つの地域に区分し、それぞれに業種を定めて計画策定している。

このうちで、中予を除く4地域では、計画を達成していない。また、別項に記載する、当計画に基づく企業の立地計画、高度化計画の認定に関してのヒアリングによると、申請前の協議から申請に至らない理由で最も多いものは、すでに着工していたため、とのことである。その場合、当制度がなくとも設備投資は実施されたことを意味する。

県としては、県の企業立地戦略の中で積極的に周知・PRし、県内における企業の立地促進につなげていくことが望まれる。

10. 事業高度化計画・企業立地計画の承認：企業立地課

(1) 許認可の概要

1) 経緯

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下、企業立地促進法）に基づき、国が作成する基本方針に沿って県が地域と業種を指定した基本計画を策定する。この基本計画に該当する事業者が、促進法の要件に合致する投資等を行う場合、事業高度化計画または企業立地計画を策定し、県の承認を得ることにより、法が定める各種の優遇を受けることができる。

2) 根拠法令等 企業立地促進法

3) 許認可の内容

事業者が予定する投資についての計画が、県の基本計画及び国の定める基準に沿っていることを確認する。

4) 担当部署 企業立地課

5) 類似の許認可 県の制度としては特になし

(2) 許認可事務の推移等

1) 申請件数等

年度		単位	H25	H26	H27	合計
事業高度化計画	件数	件	15	7	1	23
	投資額	万円	80,008	104,820	6,000	190,828
	新規雇用数	人	1	5	0	6
企業立地計画	件数	件	9	3	6	18
	投資額	億円	269.4	15	22.6	307
	新規雇用数	人	121	35	57	213
合計	件数	件	24	10	7	41
	投資額	億円	277.4	25.5	23.2	326.1
	新規雇用数	人	122	40	63	225

2) 収入 該当なし

3) 許認可事務に要する時間

件数は多くないが、内容は投資案件であり、個別に詳細に検討される。1件あたりの時間もまちまちであるが、問い合わせへの対応など、受理前の対応も含めると、1人/年程度の時間は必要であると推測する。

(3) 許認可事務の検証

1) 受付

法令に定められた資料を添付し、申請される。

① 監査手続き

平成26年度の申請リストから、新規及び高度化それぞれにつき1件ずつ合計2件を抽出し、受付時の処理を確認したところ、不適当に受理されたものではなかった。

② 監査の結果

受付手続きは、全て規則に沿って行われていた。

2) 取下・却下

当申請については、平行して行われている企業からの申請が多いこともあり、申請前に、要件に該当するか問い合わせられ、要件に該当することが確認された後に申請されることが多い。このため、取下や却下が発生することはまれであり、近年の事例はない。

3) 審査

審査は、要件を記載したチェックリストに沿って行われる。

(監査手続き)

受付の項で抽出した2件について、チェックリストに沿って審査され、審査結果を添えて決裁されていることを確認した。

4) 継続管理

計画は、投資ごとに作成されるため、同一の法人が複数の計画を提出する場合もある。

承認された計画に関する事業が、計画とおりに実施されるかについては、県は把握していない。計画がそのとおりに実施されない場合には、事業者は各種の優遇を受けることができない。

また、景気の著しい悪化や天災など、想定外の理由で計画が実施されない場合にも、当初の計画が妥当であれば、制度上の問題は発生しない。

11. 松山地域雇用開発計画：雇用対策室

(1) 計画の概要

1) 体系

地域雇用開発促進法に基づき、雇用機会が特に不足している地域に対し、都道府県が当計画を策定することにより、計画地域内で事業所の設置等を行い、地域求職者を雇い入れた場合に、事業所の設置等に要した費用と雇入れた人数に応じ、国の助成制度である地域雇用開発奨励金が利用できる。

2) 目的

総合的な施策の指針として策定し、官民が連携して地域の雇用開発に取り組む。

3) 内容

対象地域の範囲と概況など、労働力の需給状況等、雇用開発の目標、雇用開発促進のための方策、計画期間を記している。

4) 他の計画との関連

同種の計画として、宇和島地域雇用開発計画が策定されている。

愛媛県経済成長戦略 2010（平成 24 年 6 月改訂）にも合致するとされている。

5) 期間等

期間は、計画が厚生労働大臣の同意の日から 3 年間と定められており、当計画は、平成 27 年 4 月 10 日から 30 年 4 月 9 日までである。

6) 計画策定の効果

対象地域である松山市・伊予市・東温市・上浮穴郡久万高原町・伊予郡松前町・砥部町で地域雇用開発奨励金を利用することができる。

7) 県ホームページ

公表 パブリックコメント：実施しない（国の指示により計画策定のための期間が短く、パブリックコメントを検討する余地はなかった。なお、県の「制度の実施に関する要綱」上は義務付けられていない。）

(2) 計画に係る予算額

この計画のために特に実施する事業はない。

(3) 策定方法

1) 概要

所轄官庁である厚生労働省の出先機関から、地域を指定して、地域雇用開発促進法第 2 条に規定する要件に該当する旨の連絡がある。計画については、同法第 5 条に沿って策定する。

2) 策定費用

策定にかかる人件費であるが、策定開始から期限までの期間は半月程度であった。

3) 外部委員等 該当なし。

(4) 内容の検討

1) 終期 当初より、根拠法令等により、期間は 3 年に限定されている。

2) 啓発・イベント 該当なし

3) 計画と事業の内容の整合性

計画には県の施策も記載されているが、これらは愛媛県全体を対象としてすでに実施している施策であり、当計画の策定により、別途追加して実施する事業はない。

当計画策定により、助成制度の適用が可能になったことについては、関連団体に通知するなどの方法で広報している。

(5) 成果の検証

1) 成果を検討しているか

助成制度の利用状況については、情報を入手していない。

2) 数値目標

当計画には、新規雇用人数を1,600人という目標が設定されている。

3) 成果達成後

当計画は、計画期間内に成果が達成されたとしても、3年間は有効である。

4) 成果検討方法の妥当性

当計画は、平成27年度から実施されており、成果の検討は今後実施されるが、新規雇用人数についても、逐次情報を入手し、状況を把握すべきである。

しかし、当新規雇用が、他の地域で失業を生みだしている場合政策全体の整合性は取れない。また、新規雇用が多くなっても、求職者数の増加がそれを上回ることもある。また、求人ニーズが高まり、既存の企業による求人が困難な状況となった場合には、計画の廃止や変更を検討する必要がある。

県の計画として当計画を策定した以上、新規雇用人数という成果にあわせ、地域での雇用に関する状況を確認する必要がある。

(6) まとめ

当計画は、地域雇用開発促進法に基づき、国の基準により雇用開発が必要と判断される地域に対して、都道府県での計画策定を条件として国の助成制度を受けることができるため、法令に沿って策定されたものである。

地域雇用開発奨励金等を利用できる地域は、当計画策定地域のほか、過疎地域として厚生労働大臣が指定した地域である。

(意見) 松山地域雇用開発計画で設定した目標と成果の検証について

松山地域雇用開発計画は、国からの地域雇用開発奨励金を適用するための側面が大きく、当計画により利用可能となった助成制度（地域雇用開発奨励金）が県の実施する政策に影響する可能性があることから、助成制度をどのように県の雇用政策の中に位置づけるのか検討することが必要と思われる。

このため、次の3点について、実施することが望まれる。

- ・地域雇用開発奨励金の利用実績を愛媛労働局へ問い合わせる。
- ・地域雇用開発奨励金の利用可能な地域と、利用できない地域を調査し、利用できない地域に対して県独自の対策を実施する必要があるかについて検討する。
- ・新規雇用人数につき、1,600人という目標値に対する達成状況を適時に確認する。

これにあたっては、求職者数の推移なども含めて総合的に雇用状況への影響を検討する必要がある。

12. 宇和島地域雇用開発計画：雇用対策室

(1) 概要等

松山地域雇用開発計画と同じ。

対象地域は、宇和島市、北宇和郡松野町、鬼北町、南宇和郡愛南町

期間は、平成 25 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月末日まで。

目標は新規雇用創出人数をおおむね 200 名。

他は松山地域雇用開発計画と同様。

13. 認定職業訓練：労政雇用課

(1) 許認可の概要

1) 経緯

昭和 44 年に制定された職業能力開発促進法では、第 24 条で職業訓練の認定基準を定めている。事業主等が基準に沿った訓練を行う場合は、県知事に申請して、職業能力開発促進法第 19 条の厚生労働省令で定める基準に適合するものであるとの認定を受けることができる。

認定職業訓練は、県等が設置する公共職業能力開発施設の訓練と同水準の訓練として認定される。職業訓練が体系的に行われることにより、職業人としての有為な労働者の育成とその職業の安定と労働者の地位向上を図るために設けられた制度である。

2) 根拠法令等 職業能力開発促進法第 24 条第 1 項

3) 許認可の内容

職業能力開発促進法第 19 条に定められた職業訓練の基準に合った訓練を行う事業者等が認定職業訓練の認定申請を行った場合、県知事は認定書を交付する。

この認定の対象となる主体は、事業主、事業主団体又はその連合団体、職業訓練法人等で職業訓練を実施するものであると定められており（同法第 13 条）、種々の特典が与えられる。主な特典としては以下の通りである。

- ・「職業能力開発校」等の名称を用いることができる。
- ・訓練修了者は、職業能力開発促進法に基づく技能検定の受検、職業訓練指導員免許の取得に当たって、試験の一部免除、必要な実務経験年数の短縮をはじめ、他の法令に基づいて各種免許等の取得や受験資格等の取得について優遇措置がある。
- ・中小企業事業主及び中小企業事業主団体等が認定職業訓練を行う場合、その運営費や施設・整備費の一部について補助金が受けられる制度がある。

(2) 許認可事務

1) 登録者数

平成 27 年度で訓練を実施している認定職業訓練校は、7 者であり、最も新しい登録が平成 23 年度であり、それ以降の認定はない。

平成 27 年度の登録者は、建設業関係 2 者、製造業関係 3 者、理・美容業関係 2 者の 7 者である。

2) 継続管理 認定者は認定番号を付し、認定台帳に記載する。

職業能力開発促進法第 24 条第 3 項において、都道府県知事は、認定職業訓練が同法第 19 条で定める職業訓練の基準に適合しなくなったと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなったとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができるとされている。

毎年、職業訓練の認定を受けた主体に対しては、現況報告を求めており、これにより、職業訓練の基準に合った訓練を継続して行っていることを確認している。また、県はこの結果を取りまとめ、年に一度国に対して認定職業訓練実施状況を報告する。

※平成 26 年度認定職業訓練の実施計画を閲覧し、それぞれ事業が実施

されていることを確認した。このうち、1者は、年間でのべ6名、訓練期間も198時間という計画であるが、短期訓練のみを行っているとのことである。

(3) 総括

中小企業事業主及び中小企業事業主団体等が認定職業訓練を行う場合、建設業及び製造業を対象とした補助制度を実施しているが、認定数は少ない。

認定職業訓練に対する県の方向性や関わり方については検討・確認を続け、必要な対策があれば行っていく（状況をみて必要であれば認定の特典を追加する等）ことが期待される。

14. 指導員免許の交付：労政雇用課

(1) 許認可の概要

1) 経緯

職業訓練指導員とは、公共職業能力開発施設の職業訓練及び認定職業訓練において訓練を担当する者をいう。職業訓練指導員免許は 123 職種あり、免許を取得するための資格要件については、昭和 44 年に制定された職業能力開発促進法、職業能力開発促進法施行規則等で細かく定められている。交付条件を満たす者からの申請により、都道府県知事より免許が交付される。

2) 根拠法令等 職業能力開発促進法第 28 条第 3 項

3) 許認可の内容

当免許は、職業能力開発施設で訓練指導を担当するための公的資格であり、県知事が「職業訓練指導員免許証」を交付する。

免許取得者は、免許取得後 1 年の実務経験で 1 級技能検定が受けられる、その職種について技能検定（1 級・単一等級・2 級・3 級）を受けるときに学科試験が免除となる等の特典が与えられる。

(2) 許認可事務の推移等

1) 交付件数等

(単位：件)

	H23	H24	H25	H26
新規免許交付件数	21	24	17	15
1 号	0	2	1	0
2 号	5	1	4	2
3 号	16	21	12	13
再交付	3	1	3	1
免許交付数 計	24	25	20	16
免許取消件数	0	0	0	0
累計免許件数	4,232	4,256	4,273	4,288

2) 手数料収入

県の手数料条例に基づき、国が設定している標準額と同額の手数料を徴収している。（交付手数料 2,300 円、再交付手数料 2,000 円）

(3) 許認可事務の検証

1) 受付

職業訓練指導員免許の交付を受けようとする者は、職業訓練指導員免許申請書に所定事項を記載し、県証紙 2,300 円、免許資格を有することが証明できる書類等必要書類を添付し、提出する。

2) 審査

免許を取得するための資格要件は、職業能力開発促進法、職業能力開発促進法施行規則、昭和 44 年労働省告示第 38 号「職業訓練指導員免許を受けられることができる者」により詳細に規定されている。県の担当者はこの法定要件を満たすかどうかを申請者の提出した書類で判定し、要件を満たしていれば職業訓練指導員免許証の交付について起案し、決裁を受ける。

※平成 26 年 3 月の交付リスト 6 件を閲覧し、必要書類が揃っているこ

とが確認され、免許が交付されていることを確認した。

(3) 継続管理

職業能力開発促進法第 29 条第 1 項によると、都道府県知事は、職業訓練指導員免許を受けた者が成年被後見人又は被保佐人、禁錮以上の刑に処せられた者に該当するに至ったときには、当該職業訓練指導員免許を取り消さなければならないとされている。また、第 2 項では、都道府県知事は、職業訓練指導員免許を受けた者に職業訓練指導員としてふさわしくない非行があったときは、当該職業訓練指導員免許を取り消すことができるとされている。現在のところ、職業訓練指導員に関する実態調査等を行っていないとのことである。

(4) 総括

現状、「成年被後見人又は被保佐人、禁錮以上の刑に処せられた者に該当するに至ったとき」と「職業訓練指導員としてふさわしくない非行があったとき」以外は免許取消しがなく（今のところそのような取消し事例はないとのことである）、その後の実態調査等も行われていないことから、免許交付後の継続管理が十分であるとは言い難い。

当免許は、技能に関するものであり、加齢に伴い、視力などに障害を生じたり、怪我などで技能を失ってしまう者もいると思われる。このような職業技能の免許には、運転免許のような更新制度が望ましいと思われるが、何らかの支障が生じる可能性も低い。

県としては、取り消し要件について留意し、何らかの問題を把握した場合には、免許を取消すことが出来る体制を構築することが望まれる。

15. 訓練手当の給付決定：労政雇用課

(1) 許認可の概要

1) 経緯

求職者が公共の職業訓練を受講する際の経済的負担を軽減することにより、安んじて技能習得に専念できるようにすることを目的とし、諸手当を給付する制度である。

愛媛県では、職業訓練を受ける障害者を対象にして給付している。

2) 根拠法令等 雇用対策法、職業能力開発促進法、厚生労働省訓練手当支給要領、愛媛県訓練手当支給規則

3) 担当部署 労政雇用課及び高等技術専門校

(2) 許認可事務の推移等

1) 申請件数等

項目	H23	H24	H25	H26
申請者数(人)	38	35	36	31
認定者数(人)	38	35	36	31
総支給月数(月)	331	220	228	205
支給額(千円)	38,828	23,238	23,394	21,780

2) 財源 2分の1は国費で賄われる。

(3) 許認可事務の検証

手当は、訓練期間の日数に応じて支給する日額 3,930 円（松山市）の基本手当、訓練を受けた日数に応じて 40 日を上限として給付する日額 500 円の受講手当、通所に要する交通費につき、月額 42,500 円を上限に支給する通所手当、月額 10,700 円の寄宿手当に区分される。

それぞれ、支給要件に該当するかを判断し、実績に応じて支給される。

訓練手当受給資格認定申請書を閲覧したところ、チェックリストは作成されていないが、申請書の様式自体が、それぞれの手当の種類ごとに支給要件を充たすことを確認し、及び支給金額の基礎となる額を決定できる様式になっていることを確認した。

通所手当について、職業訓練を行う施設の長の確認欄について、該当、非該当にチェック印を入れる欄に記入のないものがある。総額が記載されているため、支障はないと思われるが、該当する旨を確認するための欄と思われ、漏れなく記入されることが望まれる。

なお、愛媛県が運営する高等技術専門校には、授業料の減免制度があるが、当制度を利用できることから、近年での授業料減免の実績はないということであった。

(4) 継続管理

訓練期間のみを対象とし、訓練を受けた実績に応じて支給する制度である。

16. 障害者就業・生活支援センター指定：雇用対策室

(1) 許認可の概要

1) 経緯

障害者就業・生活支援センターは、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく施設であり、就業と生活を一体的に支援し、自立・安定した職業生活の実現を目指し、平成14年に開始された制度である。

施設の運営は、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び医療法人に限定されている。

愛媛県内では6施設が運営されており、雇用安定等事業は、国からの委託により実施され、生活支援等事業は、県の障害福祉課が所管している。

2) 根拠法令等 障害者の雇用の促進等に関する法律

3) 許認可の内容

施設の運営を希望する者からの申請に基づき、指定基準に適合していることを確認し、指定を行う。

審査は、次の2点について確認することを目的とし、細かな審査基準が設けられている。

① 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

② ①のほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、センターの支援の対象とする障害者の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められること。

平成26年度の指定1件について、申請書が指定基準に照合された上で指定されていることを確認した。当指定は、純粋に新規のものではなく、運営主体の組織変更に伴うものであり、指定手続きとしては特殊なものであり、関連部署等と確認しながら事務が行われていた。

4) 推移等

6施設に対する委託費、事業費の推移（千円）は次のとおりである。

区分	H25	H26
雇用安定等事業(国委託)	77,603	96,779
生活支援等事業(県所管)	39,422	37,755
合計	117,025	134,534

障害者就業・生活支援センター利用実績は次のとおりである。

	登録者数(人)	相談件数(件)	就職件数(件)
平成22年度	1,108	12,199	60
平成23年度	1,569	18,596	127
平成24年度	1,959	22,106	162
平成25年度	2,411	22,079	190
平成26年度	2,832	24,127	198

(2) 許認可事務

1) 施設数

愛媛県内では、愛媛県障害福祉計画で設定された6つの障害保健福祉圏

域にそれぞれ1法人が指定されている。法人からの申請を受け、県が指定を行う。

2) 継続管理

指定後の事業は、国及び県障害福祉課から委託され、それぞれの担当部署において管理されている。指定担当部署は、毎年の実績を入手し、これに基づき、当事業に関しては、障害者雇用に関して相当の効果があると評価している。

障害者の雇用の促進等に関する法律第32条には、業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき等には「指定を取り消すことができる」とされている。

報道によると、高齢者対象施設で入所者への対応が問題とされるケースがみられる。障害者については、例えば知的障害を持つ者が、不当な扱いを告発することが難しいことから、不適切な職業環境を認知しにくい、ということが問題とされている。現在まで、特に問題は発生していないが、今後、県が指定した施設で、運営に関する問題について確認が必要となるような事態が発生すると、県は指定を取り消す必要がないかについて、検討する必要がある。

(意見) 障害者就業・生活支援センター指定後の継続管理について

障害者就業・生活支援センターとして指定後、同センターで実施する事業については、福祉担当部署が管理しており、指定担当部署は運営実績等を確認するにとどまっているため、業務を適正かつ確実に実施することができない場合に、指定を取り消すための必要な確認が困難な状態となっている。

このため、指定担当部局は施設の運営状況の適否をどのように確認しているかについても、福祉担当部署から意見を聴くなど、継続して指定の基準を満たしていることを確認することが望まれる。

17. 旅行者・旅行者代理業者登録等：観光物産課

(1) 許認可の概要

1) 経緯

第二次世界大戦後、GHQ 将校家族には、日本の古都旅行が人気を集め、また、朝鮮戦争の特需によって日本人の国内旅行も増加したが、トラブルも多く発生し、悪徳業者も散見されたことから、旅行業に関する取り締まりの必要性が認識され、昭和 27 年に現在の旅行業法の前身である旅行あつ旋業法が制定された。その後、大阪万博開催翌年にこれを大幅に改正した旅行業法が施行された。旅行業法に基づく登録事務のうち、都道府県は、第 1 種を除く旅行者の登録事務を行う。

2) 根拠法令等 旅行業法

3) 許認可の内容

旅行者の登録を行うことにより、旅行に関する手配、募集、受注といった業務を行うことができる。

旅行者は、第 1 種から地域限定までの 4 種に区分され、それぞれ実施できる業務が異なる。県が登録事務を行うのは第 2 種、第 3 種、地域限定の旅行者に加え、旅行者代理業者である。

種別	県	企画旅行			手配旅行
		募集型海外	募集型国内	受注型	
第 1 種	—	○	○		
第 2 種	○	×	○		○
第 3 種	○	×	△ (隣接市町村等)		○
地域限定	○	×	△ (隣接市町村等)		
旅行者代理業	○	旅行者から委託された業務			

(2) 許認可事務の推移等

1) 申請件数等

新規の登録数は、平成 26 年度で 2 件である。平成 27 年 10 月現在の登録者数は次のとおりである。

項目	第 2 種	第 3 種	地域	合計	代理業者
登録者数	44	25	3	72	10
うち 26 年度新規	1	1	0	2	0
うち 26 年度更新	1	0	0	1	-

2) 財源 該当なし。

3) 手数料収入 新規登録 24,000 円
更新登録 17,000 円 登録・更新共に県証紙により納付

(3) 許認可事務の検証

1) 受付

登録を希望する者は、申請書に宣誓書、旅行業務取扱管理者合格証、財務関連書類、事業計画書等の所定の添付書類を添えて県に提出する。県は、これを審査し、登録要件を充たしていれば登録する。

2) 審査

審査項目は、法定事項であり、国土交通省が作成したマニュアルを参考

に、愛媛県で作成したチェックリストに沿って実施される。

3) 継続管理 旅行代理店の登録は、5年毎に更新される。

(4) 許認可事務の検証

第2種、3種及び代理業者の登録簿を閲覧し、登録の手順について、ヒアリングにより確認を行った。

平成26年度、27年度の新規登録から2件を抽出し、審査資料を閲覧した。

登録・更新時には、最近の事業年度の貸借対照表、損益計算書が提出される。第2種で700万円、第3種で300万円以上であることが登録要件とされる「基準資産額」は、この財務資料が適正であることを前提にして算出される。国が行う第1種旅行業登録では、公認会計士の監査証明があるものは監査証明を入手し、そうでないものについては法人税の申告書を入手することとしている。しかし、一般的に日本の法人の財務状況に大きな影響を与える退職給付引当金の引き当てがない場合、本来は引当金の計上が必要であるのに引き当てていないのか、外部に退職金を積み立てているため引当金がないのかがわからない。これは、法人税の申告書を入手しても、法人税法では退職金に関する引当金を負債と見ないため、確認できない。

(意見) 旅行者・旅行者代理業者の登録要件確認の適正化について

県が旅行者の登録事務を行う際の登録要件のうち、財務関連書類等を確認したところ、注記表の添付を求めておらず、退職給付引当金の取り扱いなど経営状況の健全性判断に大きな影響のあるものについて、不明なものが多い。

このため、少なくとも、中小企業の会計に関する指針に沿った計算書類の提出を求めることが望まれる。

(5) 総括

当登録は、旅行業に関する業務を行う者が、適正に業務を行えるかを法に則して確認する業務である。

旅行に関しては、登山ツアーやバスツアーの事故など、参加者が命を落とし、関連業者の管理が問われる事件がたびたび報道されている。

愛媛県においても、登録業者から提出された管理体制が実際に機能しているのか、確認しつつ業務を実施することが期待される。

18. 愛媛県観光振興基本計画：観光物産課

(1) 概要

1) 体系

当計画は、平成 22 年 4 月に施行された「えひめお接待の心観光振興条例」に基づく観光振興基本計画として平成 23 年に策定された。計画期間は平成 27 年までの 5 年間である。

策定に先駆けて、統計等により実態を把握するほか、条例には、あらかじめ、県民、観光旅行者等の意見を反映するために必要な措置を講じるものとされており、アンケートを実施している。

計画は、愛媛県観光振興基本計画策定検討委員会に諮られ、策定されている。

2) 目的 観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

3) 内容

計画の趣旨を記載したのち、愛媛県の観光に関する現状分析を行い、愛媛県観光の強みと弱みとして一覧表にして示している。それを踏まえ、愛媛県の目指すべき将来像を「お接待の心でもてなす愛顔（えがお）の愛媛」として、それを実現するための三つの方向を人材の育成、誘客機能の強化、観光資源の魅力向上としている。

目標年次である平成 27 年の観光入込客総数を平成 21 年の 24,730 千人から 27,000 千人にするなど、5 つの指標を設けている。

これを達成するための基本戦略として、ターゲットやゾーンごとの振興策を明確にし、重点テーマに沿って施策の体系を示している。それぞれの施策ごとに、事業タイプ、実施者、重点実施地区を表にして示し、先の指標とは別に、観光客満足度を 95%にするという目標を掲げている。最後に PDCA マネジメントサイクルを含む推進体制について記載している。

(意見) 愛媛県観光振興基本計画で推進する施策を所管する県の担当部署を同計画に記載することについて

愛媛県観光振興基本計画の推進体制の整備と運用状況の確認について、本計画の効果的な推進のためには、県民や観光関連事業者、観光関係団体、各市町など観光に関わる各主体がその役割を果たし、協力、連携しながら施策を推進していくことが不可欠、と記載しており、観光振興基本計画策定検討委員会を設置して目標達成状況及び各施策の推進状況を確認している。しかし、県が実施する施策については、どの部署で担当するのか、計画を見る県民や旅行事業者にはわからない状態となっている。

このため、改訂の際には施策を所管する県の担当部署を記載し、説明責任の向上を図ることについて、検討が望まれる。

4) 他計画との関連

愛媛県経済成長戦略 2010 の観光振興部門を担う計画である。

(意見) 他の観光関連計画を愛媛県観光振興基本計画へ反映することについて

観光関連の計画には、愛媛県観光振興基本計画のほかにも広島県、山口県と合同で策定した外客来訪客促進計画があり、外国人観光客の誘致施策に取り組んでいる。当計画の施策の展開等にも東アジアを中心とした外国人観光客を特に力を入れるターゲットとして記載していることを考慮すると、外客来訪促進計画は、当計画の施策の一部を担うものでも

あるが、外客来訪促進計画との関連についての記載は確認できなかった。

このため、観光振興基本計画以外の観光関連計画であっても、当計画の推進施策に明記することについて、検討が望まれる。

5) 計画策定の効果 財政的な面では特になし。

6) 計画に係る予算額 平成 27 年度当初予算額は、456,839 千円である。

7) 県ホームページ 公開

(2) 内容の検討

1) 改定

当計画は、計画の中に PDCA により推進状況をチェックすることとしており、計画に記載した事業については見直される。これにより、計画と実際に実施する事業はかい離する可能性があり、計画期間内でも、必要があれば計画の変更が行われるものと思われる。

2) 成果の検証

毎年、施策実施状況報告書が作成され、公表されている。指標については、全ての指標は公開されていない。平成 26 年の状況は次のようなものである。

項目	単位	H21	目標 (H27)	H26
観光入込客総数	千人	24,730	27,000	26,468
観光入込客県外	千人	9,341	10,000	10,891
宿泊客数	千人	4,638	5,000	4,815
外国人宿泊客数	千人	34	57	57
観光客消費額	億円	1,035	1,113	1,090

(意見) 愛媛県観光振興基本計画に掲げた数値目標に対する成果の検証について

愛媛県観光振興基本計画には、将来到達目標(数値目標)として、観光入込客数(総数)、宿泊客数、観光客消費額等が掲げられているものの、毎年公表する施策実施状況報告書には、観光客総数の推移以外の指標は掲載されておらず、成果の検証が困難な状態となっている。

このため、目標とする指標とその実績について、実績の分析とともに、計画の掲載部分に合わせて県のホームページ等へ掲載することが望まれる。

3) イベント等

当計画の性格上、イベント系の事業は多いが、そのうち、サイクリング旅行券発行事業及び総合観光プロモーション推進委託業務の契約にあたり、愛媛県の契約事務規程等に沿って審査され、契約されていることを確認した。

また、えひめ観光満足度調査委託業務についても同様である。契約事務に関し、指摘するべき点はない。

キャンペーンなどをどのような形で実施することが効果的であるのか、考慮の上実施されているが、本来はその効果を測りながら、手法や実施の可否を検討するべきものである。しかし、イベントや広報類の効果はもともと測りにくいものであり、当計画に関しては、対象が県外者であること

もあり、さらに難しいと思われる。

(意見) 観光振興イベント等の効果的な実施について

観光振興イベントや広報類の効果測定が難しいものであることは理解できるが、本来、事業はその効果を図りながら手法や実施の可否を検討すべきものである。

このため、イベント系の事業を実施する場合は、今までの事業を継続するのか、実施方法を変えるのかの検討はもとより、その検討内容と事業の実績を合わせて記録・保管し、次回の検討の参考にする取組が望まれる。

4) 総括

当計画は、愛媛県が独自に作成する計画であり、県の経済戦略の一環として、実現に向けた強い意志と決意を感じる計画であった。

19. えひめ国際化推進基本指針：国際交流課

(1) 概要

1) 体系

当指針は、法令等に基づくものではない。昭和 63 年に策定された愛媛県国際交流基本構想を前身として、平成 9 年当時の国際化に関する情勢を踏まえて策定され、その後改定等を行われていない。

日本全体の趨勢を見ると、2005 年に外国人登録者数が 200 万人に達し、その後もさらに増加すると見込まれていたことなどから、外国人住民施策は全国的な課題と認識され、平成 18 年に総務省は「地域における多文化共生推進プラン」を策定した。このプランでは、都道府県の役割として、「同様の指針・計画を策定して市区町村レベルの対応を促進すること」とされている。

愛媛県では、これらの動きに先駆けて策定していた当指針をもって、「地域における多文化共生プラン」としている。

策定方法は、平成 9 年に策定されたものであるため、詳細は不明であるが、県民世論調査や在県外国人へのアンケートも行われており、これらを参考に、愛媛県国際化推進懇談会に諮って策定されている。

指針であることから、特に有効期間は定められていないが、平成 9 年の策定以来、改訂等を行われていない。

2) 目的 愛媛県の国際化を一層総合的・計画的に推進する。

3) 内容

指針の趣旨、当時の国際環境がどのように変化し、その中で地域がどのような役割を持つかを記載し、地域の国際化の意義を記載したのちに、愛媛県の国際化の現状と課題を、人的交流、国際化推進基盤の整備、草の根の国際交流、各分野での国際交流、国際協力の 5 項目について記載している。そののちに、愛媛県での国際化推進の基本理念を『「相互理解」と「共生」の精神に基づく世界に開かれ、世界と共に生きる愛媛の創造』とし、それに基づく方針を定め、主体ごとの役割を示した後に、愛媛の国際化の推進方策を、国際化を支える人づくり、国際化推進のための基盤づくり、世界に開かれた愛媛づくり、世界と共に生きる愛媛づくりの 4 つに区分している。また、愛媛の国際交流・協力の対象地域として当時の愛媛県の国際交流の現状から、アジア・太平洋地域を重点とするとしている。

巻頭には、当時の伊賀知事の冒頭文が掲載され、資料として、えひめの国際化に関する県民世論調査結果概要、在県外国人の日常正確に関するアンケート調査結果概要、用語解説等が掲載されている。

5) 計画策定の効果 財政的な面では特になし。

6) 計画に係る予算額

国際化に関する政策の方向性を示すものであり、直接当計画に基づき支出される金額はないが、愛媛県の国際交流関連の政策全般の予算が当計画に関係しているともいえる。

7) 県ホームページ 公開

(2) 内容の検討

1) 改定

当指針は、愛媛県の国際化に関する策定当時の国際環境や愛媛県の現状に基づき、政策の方向を示したものである。当計画の「愛媛の国際化の現状と課題」に示された「外国人登録者数の状況」は、平成7年の52か国4,231名であり、これに対して法務省統計による平成25年12月末現在の愛媛県の外国人数は、88か国8,834名と倍増している。また、国際情勢に関する記載についても、「冷戦体制の終焉と地域紛争の顕在化」とされており、隔世の感がある。国際化に関する基本スタンスは変わらないことから改定されていないものと思われるが、前提である現況が大きく異なっており、それに基づいて導き出された政策の方向性が有効と言えるのか、現状に基づき検討が必要と思われる。

また、「愛媛の国際化の推進方策」の項には、項目ごとに具体的な取組が記載されているが、例えば「国際化推進のための基盤づくり」では「外国版愛媛のすがた等の発行」「FAZ関連施設の機能充実」など、現状とは異なる取組みが記載されている。

また、総務省の「地域における多文化共生推進プラン」を踏まえ、都道府県に策定が求められている多文化共生推進計画としても、他都道府県では総務省プランが改定される都度改定されているが、そもそも当指針は、平成18年の総務省の当初プラン策定前に策定されたものである。

少なくとも、5年ごとなど一定の期間を区切り、現況を踏まえて改定が必要かどうか検討することが必要と思われる。

(意見) えひめ国際化推進基本指針の改訂の必要性について

えひめ国際化推進基本指針は、平成9年の策定以来改訂されておらず、その後の国際情勢の変動や県内の国際化の現状に対応していない項目も目立つなど、県民感覚では、当指針が現在も有効とは確信できない状態となっている。

また、当指針を総務省が都道府県に策定を求めている「多文化共生プラン」としても位置付けているとのことだが、それに関する記載も確認できない。

このため、多文化共生プランとして明確に位置づけたうえで、国際化の現状を踏まえて改訂することについて、検討が望まれる。

2) 成果の検証

当指針には、目標となる指標などは設けられていないことなどから、成果の検証は行われていない。

(意見) えひめ国際化推進基本指針に基づき実施した取組成果の検証について

えひめ国際化推進基本指針は、数値目標等は設定していないものの、指針に基づき実施する取組については、詳細に記載されている。しかし、これらの取組がどのように実施され、指針の示す方向性に関して機能したのか、成果検証は行われていない。

このため、指針に基づいて実施した取組の成果を検証することが望まれる。

当指針のように、長期間改定されないものが政策に関する指針とされていること自体が問題であるともいえる。前の前の知事の巻頭辞が掲載されている指針が有効なものと確信する県民は少ないと思われる。このようなことのないよう、愛媛県全体で、PDCAサイクルを内包した指針、計画の策定基準を設けることが望まれる。

20. 外客来訪促進計画：国際交流課

(1) 概要

1) 体系

愛媛県は、「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」に基づき、広島県、山口県と3県で、インバウンドを囲む事業を実施している。当計画は、平成10年4月に、その事業の基になる計画として3県共同で策定されたものである。

「多島美と地域の伝統～海の碧、空の青に染まる一枚の絵」をテーマとし、この計画に基づき、3県で共同して事業を実施している。

計画の策定、変更にあたっては、国土交通大臣の同意が必要である。市町村合併など状況の変化をふまえ、平成19年に改定されている。

2) 目的

広島県、山口県、愛媛県は相互に連携して「ウエルカムプラン21」による「国際観光テーマ地区」を形成し、「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」に基づく「外客来訪促進計画」を共同で策定することにより、国際観光旅客誘致の施策を積極的に展開していく。

3) 内容

対象地域を3県22市6町とし、それぞれの市の主な観光資源とその概要を記している。愛媛県では、松山市松山城ほか3、今治市今治城ほか6、砥部町愛媛県立とべ動物園ほか1、内子町内子座ほか1が記載されている。

次に宿泊拠点地区を示し、愛媛県では松山市及び今治市で登録ホテル15、登録旅館16、ウエルカムイン2とされている。宿泊に関する収容人員は、広島が11,093人と圧倒的に多く、山口が5,884人、愛媛は5,747人である。

当計画は、広域で行う観光プロモーション事業であることから、広島県の二つの世界遺産を中心に、先に記された3県の観光資源を周遊する観光ルートを設定している。

これらを踏まえ、外国人観光旅客に対する案内施設の整備の方針として、ビジット・ジャパン案内所等を個別に示している。

最後に、宣伝の方針や、外国人観光客の地域に対する理解の増進等、医療体制の整備など、来訪の促進に関する事項を記載し、圏域図、旅行行程図、バス路線図を添えている。

4) 他の計画との関連

観光物産課が策定する愛媛県観光振興基本計画の一部を構成する。

5) 計画策定の効果

国は、「国際観光テーマ地区」の重点的な海外宣伝を実施する。

6) 計画に係る予算額

瀬戸内国際観光テーマ地区推進協議会への負担金300万円

7) 県ホームページ公開

(2) 内容の検討

1) 計画に基づく事業

広島県が事務局として毎年度事業報告されている。平成26年度の収支

は次のようなものである。

収入		支出	
項目	金額 (円)	項目	金額 (円)
負担金	6,700,000	情報提供事業	306,864
雑収入	681	団体旅行誘致促進事業	5,697,279
繰越金	2,393,359	来訪促進	4,364,395
		団体旅行受入促進	1,332,884
		次年度繰越金	3,089,897
合計	9,094,040	合計	9,094,040

負担金は、広島県と愛媛県が300万円、山口県は70万円を負担する。

事業のうち、支出額の大きい来訪促進事業は、中国、シンガポールの旅行会社とマスコミを対象としており、視察受入れや現地観光説明会、広告宣伝の支援やノベルティグッズの作成を行っている。

また、団体旅行受入促進は、地域内を周遊する団体旅行に対して助成を行う事業であり、平成26年度の実績は17件である。

2) 成果の検証

計画に目標等は設けられておらず、対象が広域であることから、外客来訪の増加にどの程度結びついているのか、成果については検証されていない。

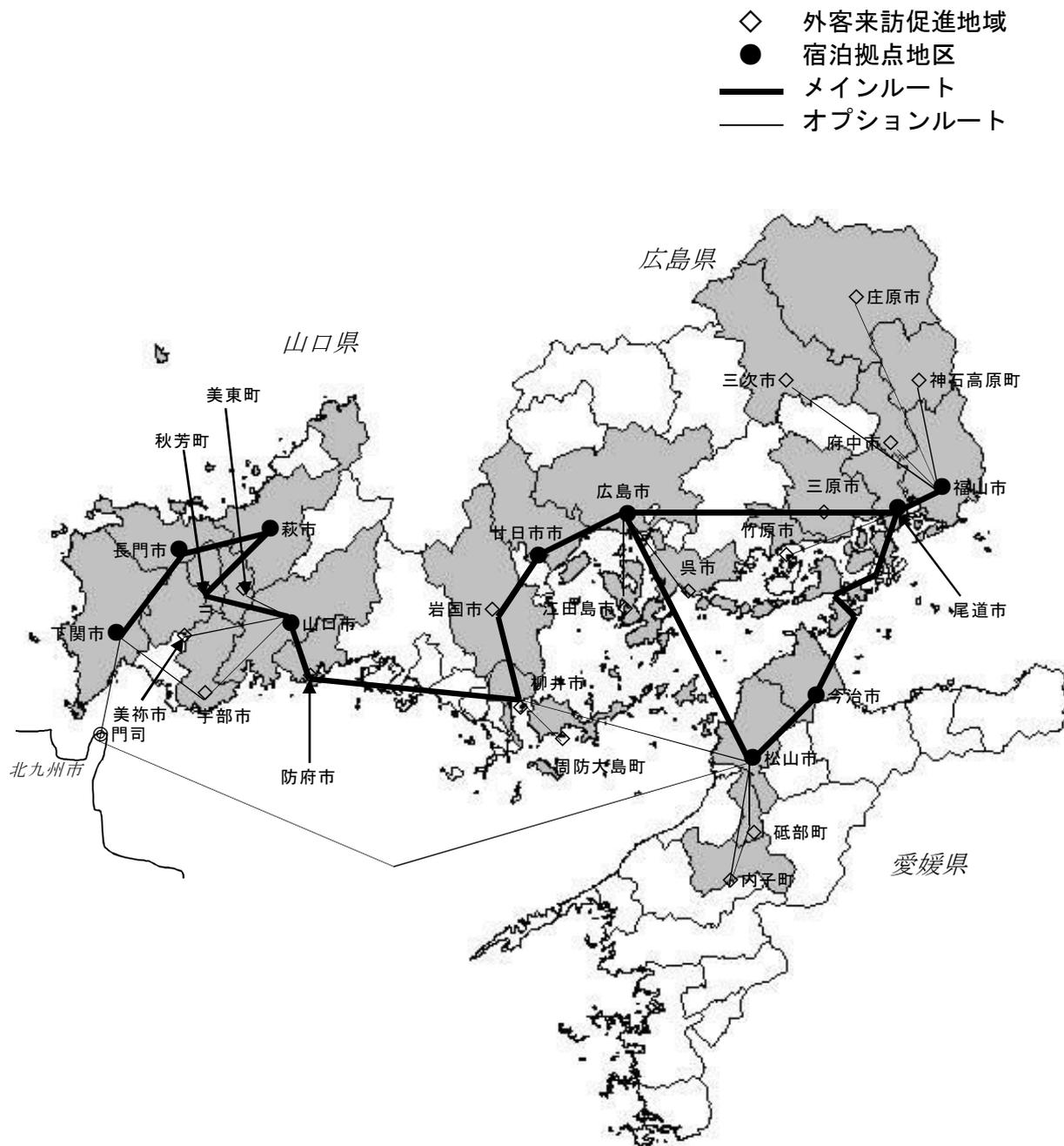
(意見) 外客来訪促進計画に基づき実施した事業成果の検証について

外客来訪促進計画に基づき実施している来訪促進事業では、愛媛・広島・山口の3県にまたがる「瀬戸内国際観光テーマ地区」への外国人観光客の来訪を促進するため、瀬戸内国際観光テーマ地区推進協議会が主体となって、外国のマスコミや旅行会社を対象に現地説明や広告宣伝を支援する事業を実施しているが、その事業によって、どの程度の来訪者の実績に結びついたのかという成果が不明な状態となっている。

このため、来訪促進事業の実施成果を毎年の報告に加え、ホームページにも掲示することが望まれる。

3) 総括

当計画は、広島県・山口県との共同で、平成 10 年から実施されている。



(意見) 愛媛県の観光振興における外客来訪促進計画の位置付けと役割分担について
外客来訪促進計画は、本県の観光振興施策の一部を担うものであるにもかかわらず、県全体の観光振興計画等では、当計画の位置づけや分担を明確に示す資料が公表されておらず、県民への説明責任を果たしているとは言い難い状況にある。

このため、県全体の観光振興計画等の中で当計画が果たすべき役割等を明確に示す必要がある。

また、観光庁が実施する広域観光周遊ルート形成促進事業に、当計画地域を含む「せと

「うち・海の道」が認定されており、新たに官民連携組織「一般社団法人せとうち観光推進機構」が設立される動きがあることから、他の外国人観光客誘致活動の動向を踏まえた事業規模等の見直しのほか、効果的な事業実施や役割分担についての再点検を行うことが望まれる。

21. 土地収用事業認定：用地課

(1) 許認可の概要

1) 経緯

国土交通大臣又は都道府県知事は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的として、昭和 26 年に制定された土地収用法に基づき、起業者から申請された事業を認定する。

この事業の認定を受けた起業者は、事業認定の告示があった日から原則 1 年以内に限り、申請事業に係る土地について、収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができる。

これは、日本国憲法第 29 条第 3 項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」という規定に基づく制度であるが、土地所有者の意思にかかわらず行われる強制取得（使用）であるため、土地を収用し、又は使用することができる事業は、土地を収用し、又は使用するに足るだけの公益を実現しようとするものでなければならない。

したがって、事業の認定においては、申請に係る事業が、土地を収用し、又は使用するに値する性格であるかどうかについて、土地収用法に定める要件に照らして判断される。

なお、事業の認定を受けた場合、起業者に対し土地等を譲渡した者は、税制上の特例（譲渡所得の 5 千万円特別控除等）の適用が認められている。

2) 根拠法令等

土地収用法及びその施行令（これ以降、この項では「法」「令」という。）

3) 許認可の内容

土地を収用し、又は使用することができる事業（収用適格事業）は、法第 3 条に限定列举されており、その多くは国や公共団体等が実施する事業であるが、電気事業法や社会福祉法などに基づき、民間事業者等が実施する事業も含まれる。

県内で実施される事業のうち、国又は都道府県が起業者である場合など、法第 17 条第 1 項各号に掲げる事業以外のもの（主に市町が起業者である事業）については、知事が事業の認定に関する処分を行う。

事業認定庁（ここでは愛媛県知事）は、法第 20 条に定める要件をすべて満たしているかを審査する。国土交通省のホームページには、この手続きの概要が公開されているが、これによると、事業がある程度進んだ時点で事業認定庁に事前相談することとされている。また、確認資料が膨大であることなどから、事前の相談で内容を確認することが実務上の流れとなっている。

法第 20 条に定める事業認定の要件は次の 4 つである。

- ① 事業が第 3 条各号のいずれかに掲げるものに関するものであること
- ② 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること
- ③ 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること
- ④ 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること

このうち、①、③及び④は、私権を制限してまで実施することの合理性

や公益性の有無についての判断を求めるものである。

愛媛県では、独自にチェックリストを作成し、これに沿って、法第 20 条に定める要件を満たしているかどうかを確認している。

事前相談（審査）の結果、法第 20 条に定める要件を満たしていることを確認できたものは、正式申請となり、申請書類は、事業が実施される市町で2週間の縦覧に供され、この間、利害関係人は意見書を提出することができる。

また、知事が事業の認定に関する処分を行おうとする際に、公聴会を開催し一般の意見を求める制度や、第三者機関（事業認定審議会）の意見を聴く制度もあるが、これまでに、これらの制度が行使された実績はないとのことである。

（2）許認可事務の推移等

1) 申請件数等

申請の推移は次のとおりであり、多くが市町の事業であるが、社会福祉法人なども含まれる。市町と異なり、これらの法人には情報公開制度はないが、県に提出された申請書は縦覧に供されるほか、縦覧期間終了後でも、県への情報公開請求により、縦覧に供されない参考資料やチェックリストも含めて開示は可能である。

なお、申請書に記載された計画通りに事業が実施されたかどうかについて、事業認定庁が確認する制度はないが、審査の段階で、起業者の意思や能力、事業の必要性や実行性などを確認しており、自然災害や倒産など、特別な事情がない限り、当該事業は計画通り実施されるものと思われる。

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
申請	8	9	5	5	4	2	2	0	3	3	1	2	1
認定	8	9	5	5	4	2	2	0	3	3	1	2	1
うち市町	8	8	5	5	3	2	2	0	3	3	1	1	1

2) 手数料収入

令の規定により、1件あたり158千円である。申請時に県証紙を貼付して納付されるため、収納漏れはない。

（3）許認可事務の検証

1) 受付

申請書は、設計図なども含まれ、大部である。また、申請の重要性から、郵送で申請されることはない。

（監査手続き及びその結果）

平成 26 年度の申請案件1件につき、申請書に受理印が押印され、受理したことが通知されていることを確認した。

なお、当該案件は、道後温泉活性化基本計画に基づき松山市が実施する道後温泉施設設備事業であった。

2) 審査 審査は、チェックリストに沿って実施される。

①監査手続き及びその結果

平成 26 年度の申請案件 1 件が、チェックリストに沿って検討されていることを確認した。

また、チェックリストが、申請書の内容に誤りがないことや、認定の要件を充たしていることが確認できる項目で構成されていることを確認した。

最も慎重な判断を要する「公益性」については、チェックリストでは事業計画書のチェック項目として、

- ・「事業の施行を必要とする公益上の理由」は妥当か
という概念的な記載になっており、実際には、
- ・「事業認定申請書の事業の認定を申請する理由」は適切か
という項目など、他の項目と合わせて判断されている。

認定件数から見ても、申請者が土地収用手続きの目的や事務に関する知識は少ないと考えるべきである。法令等により実施が求められている認定手続きについて、広く周知することも必要であると思われる。

国土交通省のホームページには、土地収用法の概略や工程も示されているが、相当大規模な事業を想定しているように思われる。

(意見) 土地収用事業認定制度の周知について

公共事業実施の目的であっても、土地収用事業認定制度を利用するためには、認定手続きに必要な資料が多いこと、事業認定に要する期間が長いことを想定して事業を計画する必要があるが、本制度は限られた条件下で利用されることから、申請から認定までに長期間必要である点について周知されているとは言い難く、事業主体において申請から事業開始までの計画期間が短い場合には、計画どおりの事業を断念せざるを得ない恐れがある。

このため、土地の収用手続きに関する知見を広めることにより、学校法人や社会福祉法人等が必要と考える公共事業が円滑に実施されるよう、次の点につき、検討が望まれる。

- ① 土地収用手続きに必要な期間や作成する資料の分量などがイメージできる工程図を、県のホームページ上に公開する。
- ② 学校法人や社会福祉法人に補助金を支出する県の担当職員や、実際の事務を担当する可能性のある市町職員に対し、研修などを利用して手続きの概要を周知する。

3) 継続管理

認定後、起業地内の全ての土地について必要な権利を取得した場合や、事業の変更・廃止などにより土地の収用等を行う必要がなくなった場合には、県に届け出る必要があるが、当該事業が認定時の計画通りに実施されたかどうかを確認する制度ではない。しかし、審査の段階で、起業者の意思や能力、事業の必要性や実行性などを確認しており、自然災害や倒産など、特別な事情がない限り、当該事業は計画通り実施されるものと思われる。

① 監査手続き

平成 25 年度の事業 2 件について、起業者から土地等の取得の完了について届出が行われていることを確認した。

(4) まとめ

土地収用制度は、公益に資する事業が個人の権利を侵害する場合に、事業の公益性と私権を調整するための制度であり、収用される者には、意思に反

して強制的に資産の提供を求めることから、適正な補償額が支払われるほか、税制上の優遇措置も設けられている。また、私権を制限される者が、事業に対して意見聴取や公聴会の開催を求める制度もあるが、これらはほとんど実施された事例がないとのことであり、実務上は、事前相談（審査）の段階において、事業の合理性や必要性が認められる事業が申請されているものと思われる。

一方、実際に事業を遂行する市町等の立場からは、譲渡する者が税制上の優遇措置を受けられることが、用地交渉を円滑に進めるための材料となることから、本来、公益事業実施のための効果の一つである当該措置のみを目的に申請されることが多い制度になっているように思われる。

22. 愛媛県子ども読書活動推進計画：生涯学習課

(1) 計画の概要

1) 体系

読書は、子どもの生きる基礎力を養うと考えられているが、テレビやインターネット等の普及など、社会情勢の変化により、子どもの読書離れが指摘されてきた。このような中、平成12年は子ども読書年とされ、議員立法により、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下この項では「子ども読書推進法」という。）が平成13年12月に施行された。同法律第8条に基づき、政府は子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を平成14年8月に閣議決定した。この計画は、おおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにする、としており、この成果を分析し、平成20年及び25年には、第二次及び三次計画を閣議決定している。

子ども読書推進法第9条により、都道府県に関しては、計画の策定は努力目標とされ、義務づけられてはいないが、平成18年度末までには、全ての都道府県で計画が策定されている。愛媛県でも、平成16年3月に愛媛県子ども読書活動推進計画を策定し、国の計画の改定に合わせて改定していることから、現在は平成26年3月に改定された第3次計画に沿って、事業を実施している。

計画の策定にあたり実施しているアンケートや統計によると、平成12年から平成24年の間に、1か月に子どもが読む本の数は中学生で2.1冊から4.2冊へなど、小中高全てで増えており、1か月に1冊も本を読まない子どもの割合は、中学生で43%から16.4%へ減少するなど、効果は現れているように思われる。

一方で、中学、高校への進学とともに読書数が減る傾向には変わりがないことは、今後の課題の一つとされている。

2) 目的

子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、子どもに働きかけを行ったり環境整備を推進することなどを通じ、子どもの読書活動の推進を図る。

3) 他の計画との関連

愛媛県長期計画のほか、愛媛県生涯学習推進計画と整合性を図っている。

4) 計画策定の財政面での効果

国の計画では、事業に対する財源を確保するとされているが、子ども読書推進事業に関する国庫支出は、都道府県で計画策定を条件として行われるというものではない。

5) 計画に係る歳出

計画に基づき県立図書館では、「子どもと本の出会い推進事業」を実施しており、平成27年度の当初予算額は、1,237千円と少額であるが、その他、児童書の購入や公立図書館への協力図書の貸出しなども実施している。また、県立図書館以外の公立図書館や学校で実施される事業もあるなど、関連する歳出金額は多額であると思われる。

6) 県ホームページ

概要、資料ともに公開されている。平成25年度の改定時に、パブリックコメントも実施されているが、コメントはなかった。

(意見) 愛媛県子ども読書活動推進計画の成果を表す指標の追加について

愛媛県子ども読書活動推進計画に示された主な課題には、公立図書館における児童書の貸出冊数など4つの項目を挙げているが、このうち地域や学校などで読み聞かせ活動等を行うボランティアについては、課題としているにもかかわらず、計画の数値目標として示した8つの指標には含まれていない。

当計画の重点事項としてボランティアとの連携を掲げていることから、学校における読書活動ボランティアの導入実績を成果を測る指標に追加することについて、検討が望まれる。

7) 策定方法

当初策定時は、「愛媛県子ども読書活動推進会議」を設置したが、改定にあたっては、県の職員がアンケート調査などを行い、国の計画の改定を踏まえて策定している。

(2) 内容の検討

1) 事業

当計画に基づき、県で直接実施する事業は、県職員が実施するブックトークやボランティアによるおはなし会など、直接の歳出額は少なく地道な事業である。

計画には、項目ごとに、現状と課題に対して今後の方向として各種の施策が詳細に記載されているが、市町事業も含まれることもあり、充実に努める、体制を構築する、研究を進めるなど記載されているそれぞれの施策がどのようなプロセスで実施されるのかがわかりにくい。

(意見) 愛媛県子ども読書活動推進計画の実効性について

愛媛県子ども読書活動推進計画には、読書活動推進のための方策として、「家庭」「ボランティア」「公立図書館と学校等」「県立図書館」「市町における読書活動推進計画」の項目ごとに、各種の施策を詳細に記載しているものの、計画全体の中でそれぞれの施策がどのようなプロセスで実施されるのかわかりにくい。

本計画の推進体制を明確にして各施策の実効性を確保するため、施策に対する具体的な取組みや事業を併せて一覧にして公表することについて、検討が望まれる。

2) 成果の検証

当計画の数値目標として8つの指標が示されている。このうち、達成されていないものとして、次のものが挙げられている。

項目	計画改定時	年度	H25年度目標	実績	年度	全国
県内のブックスタート実施市町数	15市町 (75%)	20	全市町	17市町 (85%)	25	
県内公立図書館の設置率	80.0%	20	100.0%	80.0%	24	
公立図書館と連携している公立学校の割合 中学校	28.0%	19	40.0%	34.6%	24	49.8%

子ども読書の日に関する啓発事業等を実施した公立図書館の割合	75.0%	20	100.0%	87.0%	25	
県内の市町推進計画の策定数	2市	19	全市町	6市町 (30%)	24	59.8%

市町での推進計画の策定や、公立図書館数、ブックスタート実施市町数などは市町事業であり、県が直接実施することはできない項目である。

(意見) 愛媛県子ども読書活動推進計画における目標設定について

愛媛県子ども読書活動推進計画の数値目標のうち、県内公立図書館の設置率 100%という目標は、公立図書館のない市町にとっては相当の財政負担が伴うことから、全ての市町で達成することは難しいと考えられる。

そのような地域であっても、県は、県立図書館職員が訪問して実態を把握し、県立図書館の図書の一括貸出や相互貸借などの支援制度を紹介し、全ての県民が図書館サービスを利用できる体制をとっているとのことである。

居住する市町に図書館が無くても、県の体制で相当な事業効果が得られるのであれば、目標を「公立図書館サービスの利用可能市町」とするなどの検討が望まれる。

(意見) 愛媛県子ども読書活動推進計画における達成困難な目標の取り扱いについて

愛媛県子ども読書活動推進計画は県全体を対象とすることから、各市町の計画策定を目標とすることに合理性はあるが、将来的にも達成が困難な市町もあるため、現況の分析と対応について計画に盛り込むことが望まれる。

指標を見ると、「読書の質」に関するものが少ないように思われる。ブックスタート事業や読み聞かせなど、幼い時から読書に親しんでもらうことが入口事業として重要であるとともに、その次のステップとして、ただ活字を追うのではなく、書き手の意図を正確に読み取り、それに対して何を感じて何を考えるか、読書の質を高めることがさらに重要である。

計画の中の記載にも、推薦図書を設けるなど、質に関する記載もあるが、読書に親しむ施策に比べ、圧倒的に施策数も少ないように思われる。

同じ本を読んでそれについて話し合う読書サークル的な活動など、質の向上に関する施策と指標に関する記載の充実について、検討が望まれる。